

令和 3 年 第 4 回定例会

新 地 町 議 会 会 議 録

令和 3 年 6 月 11 日 開会

令和 3 年 6 月 16 日 閉会

新 地 町 議 会

令和3年第4回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月11日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
陳情の報告	6
常任委員会所管事務調査の報告	6
議案の報告上程	6
提案者の説明	6
議案第40号～議案第49号の質疑、採決	13
散 会	15

第 2 号 (6月14日)

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	18
職務のための議場出席者	18
開 議	19
一般質問	19
3番 齋藤充明議員	19

2 番	寺 島 博 文 議員	2 7
6 番	吉 田 博 議員	3 4
5 番	八 巻 秀 行 議員	4 3
散 会		5 3

第 3 号 (6 月 1 5 日)

議事日程	5 5
出席議員	5 6
欠席議員	5 6
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	5 6
職務のための議場出席者	5 6
開 議	5 7
一般質問	5 7
7 番	寺 島 浩 文 議員 5 7
1 番	藤 田 修 議員 6 5
1 0 番	井 上 和 文 議員 6 9
散 会	8 1

第 4 号 (6 月 1 6 日)

議事日程	8 3
出席議員	8 4
欠席議員	8 4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	8 4
職務のための議場出席者	8 4
開 議	8 5
議事日程の報告	8 5
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	8 5
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	8 5
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	8 6
議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	8 6
議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	8 7
議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	8 7
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	8 8

議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	8 8
議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	8 9
議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	8 9
議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	9 0
議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	9 0
議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	1 0 1
議発第 1 号の上程、説明、質疑、採決	1 0 2
議発第 2 号の上程、説明、質疑、採決	1 0 3
陳情審査委員長報告	1 0 4
意見書案第 3 号の上程、説明、質疑、採決	1 0 5
閉会中の継続審査の申し出	1 0 6
閉会中の所管事務等調査の申し出	1 0 6
町長の挨拶	1 0 7
閉 会	1 0 7

新地町告示第 2 1 号

令和 3 年第 4 回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 5 月 2 6 日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和 3 年 6 月 1 1 日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	藤	田		修	議員	2 番	寺	島	博	文	議員
3 番	齋	藤	充	明	議員	4 番	水	戸	洋	一	議員
5 番	八	卷	秀	行	議員	6 番	吉	田		博	議員
7 番	寺	島	浩	文	議員	8 番	目	黒	静	雄	議員
9 番	菊	地	正	文	議員	10 番	井	上	和	文	議員
11 番	三	宅	信	幸	議員	12 番	遠	藤		満	議員

不応招議員（なし）

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和３年第４回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第１号）

令和３年６月１１日（金曜日）午前１０時開会

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 陳情の報告
- 第 ５ 常任委員会所管事務調査の報告
- 第 ６ 議案の報告上程
- 第 ７ 提案者の説明
- 第 ８ 議案第４０号 新地町農業委員会委員の任命について
- 第 ９ 議案第４１号 新地町農業委員会委員の任命について
- 第１０ 議案第４２号 新地町農業委員会委員の任命について
- 第１１ 議案第４３号 新地町農業委員会委員の任命について
- 第１２ 議案第４４号 新地町農業委員会委員の任命について
- 第１３ 議案第４５号 新地町農業委員会委員の任命について
- 第１４ 議案第４６号 新地町農業委員会委員の任命について
- 第１５ 議案第４７号 新地町農業委員会委員の任命について
- 第１６ 議案第４８号 新地町農業委員会委員の任命について
- 第１７ 議案第４９号 新地町農業委員会委員の任命について

出席議員（１２名）

１番	藤田	修	議員	２番	寺島	博	文	議員
３番	齋藤	充	明	議員	４番	水戸	洋	議員
５番	八巻	秀	行	議員	６番	吉田	博	議員
７番	寺島	浩	文	議員	８番	目黒	静	議員
９番	菊地	正	文	議員	１０番	井上	和	議員
１１番	三宅	信	幸	議員	１２番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	菅野	正浩
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	岡田	健一
建設課長	小野	好生
教育総務課長	目黒	佳子
都市計画課長	加藤	伸二

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武	志
書記	菅野	智	佳
書記	岡田	義	仁

午前 10 時 00 分 開 会

◎開会の宣告

○遠藤 満議長 ただいまから令和 3 年第 4 回新地町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は 12 名であります。

◎議事日程の報告

○遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○遠藤 満議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

1 番 藤 田 修 議員及び

2 番 寺 島 博 文 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○遠藤 満議長 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から 6 月 16 日までの 6 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 6 月 16 日までの 6 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○遠藤 満議長 日程第 3、諸般の報告については事務局長から報告をさせます。

佐藤武志事務局長。

○佐藤武志事務局長 ご報告申し上げます。

議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その 2 として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和 2 年度 2 月

分、3 月分、4 月分及び令和 3 年度 4 月分について審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案等の受理であります。議案第 40 号から議案第 63 号までの 24 件が提出されております。また、令和 2 年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、令和 2 年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告及び令和 2 年度公共下水道事業特別会計自己繰越繰越計算書の報告が提出されておりますので、お手元に配付をいたしております。

次に、一般質問の通告の受理であります。齋藤充明議員をはじめ 7 名の議員から 16 件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎陳情の報告

○遠藤 満議長 日程第 4、陳情の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は 3 件で、陳情第 2 号 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書については、郵送のため印刷してお手元に配付をいたしております。陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情については、総務文教常任委員会に付託したので、報告します。陳情第 4 号 小川田中地区内の農地については、産業厚生常任委員会に付託したので、報告します。

◎常任委員会所管事務調査の報告

○遠藤 満議長 日程第 5、常任委員会所管事務調査の報告については、総務文教、産業厚生各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付をいたしております。

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第 6、議案の報告上程については、町長から提出された議案第 40 号から議案第 63 号までの 24 件を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第 7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 おはようございます。本日ここに、令和 3 年第 4 回新地町議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しいたしましたとおり、新地町農業委員会委員の任命についてなど、24件の議案についてご提案しております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

震災から10年が経過した中で、復興関連事業において、専門知識を有する職員の派遣について、引き続き、神奈川県から2名、福島県から1名、計3名の派遣職員の支援を受けましたので関係課に配属いたしました。

消防関係では、4月8日に消防団辞令交付式を行い、新たに18名の幹部団員と7名の新入団員に辞令を交付いたしました。

予定しておりました新地町消防団春季点検と第36回新地町消防団消防操法競技大会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止といたしました。

福島県沖地震に係る災害見舞金の支給状況につきましては、6月1日現在で、対象となる、罹災判定が半壊以上の被災者から147件の申請があり、142件について支給が完了しております。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

常磐自動車道新地インターチェンジ隣接地に建設した新地町バスストップにつきましては、4月1日から東北アクセス株式会社による高速バスが運行し、南相馬、仙台間で1日3往復運行されております。

新地町観光協会の観光案内所につきましては、5月31日より新地駅前にある新地町複合商業施設内に開設し、業務を開始しております。

昨年、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした釣師浜海水浴場につきましては、感染防止に配慮しながら、7月21日の海開きに向け準備を進めているところであります。

全産業分野の経済活動を把握するため、5年に1度行われている経済センサス活動調査は、本年6月1日を調査期日として、町内の全ての事業所及び企業を対象に、調査を行っております。

次に、税務課関係について申し上げます。

2月13日に発生した福島県沖地震での損壊家屋等の罹災証明書の申請・発行状況につきましては、6月1日現在で1,469件の申請がありました。このうち、発行件数は1,460件となっております。また、被災者支援として、特に甚大な被害を受けた納税義務者に対して、町民税及び固定資産税の減免を実施することといたしました。

次に、町民課関係について申し上げます。

4月5日に行った町内保育所の入所式は、新地保育所157名、駒ヶ嶺保育所88名、福田保育所48名の合計293名の児童が入所したところであります。昨年度に引き続き、保育所入所式は、新型コロナウイルス感染症対策として、各教室において実施し、保護者等の出席についても制限することで、

密の状況を減らした中で行いました。

また、現在建て替え工事を進めている福田保育所については、5月31日から仮施設での保育が始まりました。現在、旧保育所は解体工事に取りかかり、順調に事業が進捗しているところであります。

放課後児童クラブにおいては、新地小学校児童66名、駒ヶ嶺小学校児童54名、福田小学校児童33名の合計153名が登録を行ったところであります。児童クラブの新型コロナ感染対策では、各施設入り口にサーマルカメラを設置し、入室前の体温管理や手指消毒などの予防対策を徹底し、留守家庭児童の受入れを行っております。

交通安全事業では、春の全国交通安全運動が、4月6日から15日まで実施され、運動期間中は各種団体の協力をいただきながら、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本に展開し、交通事故の未然防止に努めました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、高齢者施設でのクラスター防止の観点から、入所・入居者及び従事者等を対象に5月10日から施設での接種を開始し、本日、2回目を終える予定であります。65歳以上の集団接種につきましては、本日から保健センター、改善センターを会場に接種を開始し、7月17日までに2回目を終える予定であります。64歳以下の方につきましては、基礎疾患を有する方等、国の優先順位に従い、6月28日から順次計画しております。ワクチンの入荷状況にもよりますが、全ての町民の接種を8月末までに完了したいと思っております。

6月1日から9日までの8日間にわたり、町保健センターで総合検診を行いました。検診結果については速やかに通知を行い、要精検と判定された方々に、精密検査の受診や早期治療を勧奨するとともに、生活習慣の改善が必要な方の事後指導を行ってまいります。9月下旬には社会保険の被扶養者の方々を対象に、総合検診を実施する予定であります。

また、2月13日に発生した福島県沖地震に係る被災者支援として、特に甚大な被害を受けた納税義務者等に対して、国民健康保険税及び介護保険料の減免を実施することといたしました。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

今年度も食の安全・安心及び風評被害対策として、自家消費農林水産物の放射性物質検査を実施しております。タラの芽、コシアブラ、キノコなど野生の山菜等につきましては、出荷制限となっているものもありますので、引き続き検査の実施と広報紙等による検査結果の公表を行ってまいります。

農作物等鳥獣被害対策では、有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動と電気柵等補助など有害鳥獣対策を継続して実施しております。

福島県沖地震による農地・農業用施設災害につきましては、小災害箇所は、ほぼ復旧が完了しております。ため池等の災害箇所は、5月31日及び6月1日に災害査定を受けたところであり、今後

作付状況等を踏まえ、営農に支障のないよう復旧を進めてまいります。

また、今年の水稲作付につきましては、658ヘクタールで、そのうち主食用米作付は約448ヘクタール、飼料用米は約210ヘクタールとなっており、用水不足もなく天候に恵まれ順調に進んでおります。

次に、建設課関係について申し上げます。

道路関係については、東北中央自動車道霊山インターチェンジから伊達桑折インターチェンジ間の延長10.2キロメートルが去る4月24日に開通いたしました。本区間の開通により復興支援道路として位置づけされた相馬福島道路は全線開通となり、浜通りと中通りの地域産業の活性化や観光振興に大きく貢献し、被災地の復興まちづくりを後押しするものと期待しております。また、主要地方道相馬亘理線についても、福島県沖地震の影響で遅延しておりました大戸・今泉区間の工事が完了し、4月28日に全線開通となっております。避難道路として整備を進めておりました釣師地区と小川地区を結ぶ町道釣師小川線は、濁川にかかる田中橋が完成し、4月30日に供用を開始したところであります。

4月14日の土砂崩れによる国道113号の通行止め規制につきましては、5月20日号の広報配布に合わせ町民の皆様には災害復旧状況をお知らせしたところであります。引き続き、状況把握に努めるとともに、福島県に対して早期復旧を要請してまいります。

6月5日、6日の両日、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、しんちパンプトラックフェスティバルを開催いたしました。本イベントは、新規利用者や交流人口の拡大を目的とし、県の補助事業を活用して開催したものであります。2日目のタイムレースでは、園児から大人まで58名がレースに参加しております。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

福島県沖地震に係る被災者支援関係につきましては、6月1日現在、ブロック塀撤去補助の申請件数は27件で、支給済みが18件、住宅の応急修理制度の申請件数は397件で、支給済みが197件、屋根耐風改修事業補助は申請件数が77件で、支給済みが40件となっております。また、一部損壊住宅修理支援事業及び被災非住家修理解体支援事業につきましては、5月17日より申請の受付を始めました。この他、罹災判定が全壊及び半壊家屋以上の住居者に対して、福島県の借り上げ住宅制度の申請をしている方が8件で、順次入居の準備を進めております。

福島県沖地震に係る災害復旧関係につきましては、町営住宅等の被害は255件となっております。また、公共下水道施設につきましては、管路被害延長が約5キロメートル、農業集落排水施設の管路被害延長約0.5キロメートルとなっており、真弓地区及び今泉地区の処理施設でも一部被害を受けております。それぞれ災害査定を受け、順次復旧事業を進めてまいります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

4月6日の小学校入学式では、福田小学校13名、新地小学校34名、駒ヶ嶺小学校20名、合計67名

の新入学児童を、尚英中学校入学式では73名の新入学生徒を迎え、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、教員と児童生徒、保護者で執り行いました。

5月15日に行われた町内3小学校の運動会は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、規模を縮小して開催いたしました。また、今月1日には、町陸上競技場において、町内3小学校の6年生による新地町小学校陸上記録会を行ったところであります。

中学校では、5月13日に相双地区陸上競技大会が行われ、400メートル走など10種目で県大会出場権を獲得いたしました。また、今月2日、3日、8日の日程で、中学校体育大会相双地区予選会が管内各会場で行われました。

生涯学習関係につきましては、今年度の公民館教室は、新型コロナウイルス感染症対策として各教室の定員を減らしながら、5月からヨガ教室など全19教室を開講し、約200名の方々が受講しております。

スポーツ関係では、令和3年度新地町スポーツ少年団結団式は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止としております。

図書館につきましては、復旧までの間、施設内の視聴覚室において新型コロナウイルス感染症対策を行いながら開館しております。また、4月15日から5月30日までをこどもの読書週間として、町内の各保育所や各学校と連携してこども読書ラリーなどの読書推進事業を行いました。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第40号から議案第49号、新地町農業委員会委員の任命につきましては、新地町農業委員会委員の任期が令和3年7月7日をもって満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、10名の方々を新地町農業委員会委員として任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号 相馬都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例及び議案第51号 相馬都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業保留地処分金基金条例を廃止する条例につきましては、相馬都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業が完了したため、それぞれの条例を廃止するものであります。

次に、議案第52号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号 新地町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令及び、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置

が適用される場合等定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号 新地町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得基準を見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例及び議案第58号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法及び介護保険法の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、前年に引き続き国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を講ずるため、それぞれの条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更につきましては、南相馬市の合併から15年が経過し、当分の間、旧組合市町村で負担することとしていた負担割合の経過措置が、令和3年3月31日をもって終了したことにより、その期限を確定するとともに、組合規約の左横書きとすることについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議がありましたので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 洞山ため池改修工事請負変更契約につきましては、産業廃棄物処理量等の変更により、請負金額の減額変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号 令和3年度新地町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ11億5,700万円を追加し、歳入歳出それぞれ81億9,100万円とするものであります。

歳入補正の主なものは、特別交付税で2億8,670万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や児童福祉費国庫補助金、災害復旧事業費国庫補助金などの国庫支出金で5億6,477万3,000円、農業用施設災害復旧事業の県支出金で2,600万円、財政調整基金からの繰入金で1億3,672万3,000円、コミュニティ助成事業助成金の諸収入で470万円、災害復旧事業の町債で1億4,410万円をそれぞれ増額し、福島県沖地震による被災者への減免措置として町税で600万円を減額しております。

歳出補正の主なものでは、総務費は、コミュニティ助成事業の補助金等で470万円、エネルギーセンターの修繕で222万6000円。民生費は、子育て世帯生活支援特別給付金として695万円。衛生費

は、公費解体に係る災害廃棄物処理業務及び自費解体家屋の償還金として６億４,５００万円、感染症対策に係る消耗品・修繕費・備品購入・事業者等への補助金・交付金として４,５６５万４,０００円、相馬方部衛生組合病院費の負担金として１７５万１,０００円、商工費は、鹿狼山駐車場整備に係る不動産鑑定費や釣師浜海水浴場監視塔工事監理費の委託料として４３０万円、海水浴場等開設設備工事として１２０万円、観光協会への補助金として４００万円、土木費は、公共下水道事業特別会計への繰入金として３,１６４万８,０００円、屋根耐風改修事業や被災非住家修理解体支援事業の補助金として８,０２０万円、災害復旧費は、農業用施設災害復旧工事で４,０００万円、町道の小規模災害復旧工事で３,０００万円、公園施設の災害復旧工事で１億１,８００万円、厚生労働施設の災害復旧工事で１,１６４万９,０００円、社会教育施設の災害復旧工事で５,３００万円、学校施設の災害復旧工事で７,３２０万円、その他公共施設の災害復旧工事で２００万円をそれぞれ増額しております。また、衛生費では、コロナワクチン接種事業で報償費と需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料の節間で３,２００万円の組替え、教育費の図書館費と衛生費の感染症対策事業費間で備品購入費として１００万円の組替えを行っております。

次に、議案第６２号 令和３年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、国民健康保険税の税額決定に伴うもの、及び福島県沖地震の影響による減免措置などを考慮し、歳入歳出それぞれ５２８万円を増額し、歳入歳出それぞれ８億９,７２８万円とするものです。

歳入補正の主なものは、国保基金繰入金で４,２４４万４,０００円、前年度繰越金で１,０９９万９,０００円を増額し、国民健康保険税で４,８１６万３,０００円を減額するものであります。

歳出補正の主なものは、事業費納付金の負担金として一般被保険者医療給付分で１６６万６,０００円、一般被保険者後期高齢者支援金等分で１０６万３,０００円、介護納付金分で２５５万１,０００円を増額しております。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第６３号 令和３年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出それぞれ５億９,０００万円を増額し、歳入歳出それぞれ８億６,６５０万円とするものです。

歳入補正の主なものは、一般会計からの繰入金で３,１６４万８,０００円、国庫支出金で３億７,２４５万２,０００円、町債で１億８,５９０万円を増額するものであります。

歳出補正の主なものは、災害復旧に係る下水道総務費で５億８,６００万円、下水道事業費で４００万円を増額しております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○遠藤 満議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前１０時３４分 休 憩

午前11時00分 再開

○遠藤 満議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第40号～議案第49号の質疑、採決

○遠藤 満議長 お諮りします。

日程第8、議案第40号 新地町農業委員会委員の任命についてから日程第17、議案第49号 新地町農業委員会委員の任命についてまでの10件は、新地町農業委員会委員の任命に係る関連議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

これから議案第40号から議案第49号について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

採決は、各議案ごとに起立の方法によって行います。

初めに、議案第40号、清野敏興さんの新地町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○遠藤 満議長 起立全員であります。

したがって、議案第40号 新地町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、議案第41号、永澤広美さんの新地町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○遠藤 満議長 起立全員であります。

したがって、議案第41号 新地町農業委員会委員の任命について同意することに決定しました。

次に、議案第42号、阿部謙一さんの新地町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○遠藤 満議長 起立全員であります。

したがって、議案第42号 新地町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、議案第43号、阿部庄一さんの新地町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○遠藤 満議長 起立全員であります。

したがって、議案第43号 新地町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、議案第44号、菅野昌孝さんの新地町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○遠藤 満議長 起立全員であります。

したがって、議案第44号 新地町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、議案第45号、川上敦史さんの新地町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○遠藤 満議長 起立全員であります。

したがって、議案第45号 新地町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、議案第46号、鈴木功さんの新地町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○遠藤 満議長 起立全員であります。

したがって、議案第46号 新地町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、議案第47号、荒勇一郎さんの新地町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○遠藤 満議長 起立全員であります。

したがって、議案第47号 新地町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、議案第48号、後藤一茂さんの新地町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○遠藤 満議長 起立全員であります。

したがって、議案第48号 新地町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、議案第49号、星美代子さんの新地町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○遠藤 満議長 起立全員であります。

したがって、議案第49号 新地町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前１１時０５分 散 会

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和３年第４回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第２号）

令和３年６月１４日（月曜日）午前１０時開議

第 １ 一般質問

３ 番 齋 藤 充 明 議員

- １．駒ヶ嶺町地区エリアの内水氾濫対策実施について
- ２．福島県沖地震に伴う税の軽減実施について
- ３．駒ヶ嶺駅の屋外汲み取り式トイレを町が改築すべきでは

２ 番 寺 島 博 文 議員

- １．観光客の集客を図ることについて
- ２．農業問題について

６ 番 吉 田 博 議員

- １．脱炭素化における町の取組みについて
- ２．月極駐車場の管理体制等について

５ 番 八 巻 秀 行 議員

- １．国道１１３号線大沢峠土砂崩れ通行止めの現状と課題について
- ２．新地インターチェンジバスストップの利用促進について
- ３．活力ある元気なまちづくりについて

出席議員（１２名）

１番	藤田	修	議員	２番	寺島	博	文	議員
３番	齋藤	充	明	議員	４番	水戸	洋	議員
５番	八巻	秀	行	議員	６番	吉田	博	議員
７番	寺島	浩	文	議員	８番	目黒	静	議員
９番	菊地	正	文	議員	１０番	井上	和	議員
１１番	三宅	信	幸	議員	１２番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	菅野	正浩
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	岡田	健一
建設課長	小野	好生
教育総務課長	目黒	佳子
都市計画課長	加藤	伸二

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武	志
書記	菅野	智	佳
書記	岡田	義	仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いします。

通告順に発言を許します。

3番、齋藤充明議員。

〔3番 齋藤充明議員登壇〕

- 3番齋藤充明議員 おはようございます。受付番号1番、議席番号3番、齋藤充明です。

6月11日から65歳以上を対象とした新型コロナウイルスワクチン集団接種が始まりました。初日の11日には180名が接種し、翌日の12日土曜日には200名が接種いたしました。私も12日の午後4時から第1回目の接種を受けました。特に痛みもなく、皆さんも接種ができてほっとした感じでありました。町では、8月末までには全町民の接種を完了することとありますが、ワクチン接種が終わりまた普通の生活が戻ってくることを切に願います。

さて、東日本大震災から10年目、復興の総仕上げとともに、豪雨対策や新型コロナウイルス感染症対策に追われる中、2月13日に福島沖地震が発生しました。その厳しい状況の中で、町民の命と暮らしを守るため昼夜をいとわず頑張っている職員の皆様に心からの敬意と感謝を申し上げます。

さて、通告に従い3件について町長に質問いたします。

まず、件名1、駒ヶ嶺町地区エリアの内水氾濫対策を早急に実施すべきではないかについて町長に質問します。駒ヶ嶺町地区エリアは、台風やゲリラ的に急な集中豪雨のたびに内水氾濫が発生しています。原因は、立田川の水位が上がると各排水路の水が立田川との合流地点で逆流して住宅の床下浸水や道路などへの被害を及ぼしています。城内地区では、町道駒ヶ嶺新地線沿いに東善寺下の渡辺病院のアパートの南側の排水路の水が逆流し、道路に居留して車が通れなくなる。これまでも度々発生しております。避難指示が発令されても浸水、冠水していれば避難できなくなります。県道県管理2級河川の立田川沿いには、駒ヶ嶺町や上ノ町、新町地区の家が建ち並び、河川の拡幅は容易ではありませんが、その中で今できる最善策、解決策としては、立田川との合流地点に水門を設置し逆流を防ぐとともに、遊水地を確保し、下流部に排水ポンプを設置して緩やかに放出し、駒ヶ嶺町地区の内水氾濫対策を早急に講じるべきではないか、町長の見解を伺います。

2件目の質問は、福島県沖地震に伴う税の軽減を早急に実施すべきではないかについて質問しま

す。2月13日午後11時8分に発生したマグニチュード7.3、震度6強の福島県沖地震によって、各世帯においては住居のみならず、長屋、倉庫、墓地などに甚大な被害を受け、いまだに修理されていない屋根にブルーシートがかかっている家屋がまだまだ多く見受けられます。今回の町の被害状況は、公共施設では役場をはじめ、総合体育館、各学校、保育所、図書館、道路、下水道、ため池など甚大な被害がありました。国の災害査定を受けて承認されたら工事を始めるということでありますので、大分時間がかかるようであります。幸い今回の地震では死者は出ておりませんが、当町は県内でも被害が一番多い町でありました。町においても、県に対して早期に応援要請や町独自の支援策として全世帯に一律3万円支給をはじめ、中小企業グループ補助金の活用、またブルーシートなどの無料配布や住宅一部損壊に対しても、また本来は該当しなかった被災納屋、蔵などの修繕に対しても町独自の政策を打ち出しました。見事な対応だったと思います。また、修繕期間の延長などは、町民にとっては安心材料になっていると思います。そこで、東日本において甚大な被害を受けた世帯に対して税の軽減や減免を図ってきたように、今回の地震においても東日本大震災に準じた税の減免措置を早急に講じるべきではないか、町長の見解を伺います。

最後の3点目であります。駒ヶ嶺駅の屋外くみ取り式トイレを町が早急に改築すべきではないかについて質問します。新地駅と相馬駅、当時は中村駅という名称でしたが、1897年、明治30年10月に開業しました。その当時は、駒ヶ嶺村には駅がなく、交通の便が非常に悪く、村民の皆さんは大変苦勞したようです。新地駅、中村駅の開通後から55年がたった1952年、昭和27年7月10日ようやく駒ヶ嶺駅が開業いたしました。これは、地域の要望によるいわゆる請願駅として地元で一切建設して寄附採納するもので、村で建設費を出し、地元駒ヶ嶺や塚部、椎木からの協力を得て藤崎北向の割山からトラックで山砂を運搬して埋立てをして国鉄に寄附したものです。当時は蒸気機関車ですが、駒ヶ嶺駅に汽車が止まり、乗ったときの感動はひとしおだったと思います。その駒ヶ嶺駅は、昭和52年から無人駅となりました。新地駅も昭和59年に無人駅となりましたが、日中は委託の職員が常駐しております。その後公共企業体の国鉄から昭和63年に民营化され、JR東日本株式会社となりました。

さて、質問の駒ヶ嶺駅の屋外くみ取り式トイレについては、昭和40年代に建設され、小便、大使用とも2箇所、ただし男女共有で、大使用にはトイレトペーパーを設置する器具もなく、トイレトペーパーも備わってありません。合併浄化槽でもなくくみ取り式なので、当然悪臭も出ますし、男女共同なので、女性にとって使用しにくいトイレです。町では、駒ヶ嶺駅のトイレの水洗化については、これまでJRに対して常磐線北部整備促進期成同盟会などを通じて要望活動をしていると回答してきましたが、いまだ実現しておりません。しかし、どの駅を見ても屋外トイレは、地元自治体が建設しているのが実情であります。さらに、コロナ禍の今日、JRの経営もさらに厳しくなっていると聞きます。赤字路線は、駅の待合室なども地元自治体が整備するような状況に変わってきています。その一方、新地駅は平成28年12月10日、東日本大震災のため運行を中止していた

浜吉田、相馬間が開通され、新新地駅のプラットフォーム内には、ＪＲ東日本が男女別の水洗トイレを整備しました。また、町も同年度に設計費237万6,000円、工事費2,743万2,000円、総額2,980万8,000円をかけて新地駅前広場公衆用トイレとして整備をしております。なぜこれほど対応が違うのでしょうか。また、町の各小学校では、令和元年度に全ての和式水洗トイレを洋式化水洗トイレに総額4,355万3,000円をかけて改修工事をいたしました。それが現代の子どもたちの生活スタイルであるとするならば、昭和40年代のくみ取り式の和式トイレは今の時代にそぐわないと思います。まして新型コロナウイルスが猛威を奮う中で、混乱は今後も数年続くと予想されています。そのためには、ＪＲにくみ取り式和式トイレを解体していただき、その上で町がＪＲの土地を借受け、環境や公衆衛生面に配慮した水洗トイレの整備を早急にすべきではないのか、町長の見解を伺い私の演台からの質問を終わります。

よろしくお願いします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 3番、齋藤充明議員の質問にお答えをいたします。

初めに、駒ヶ嶺地区エリアの内水氾濫対策を早急に実施すべきではないかについてですが、県管理河川である2級河川立田川は、一部堀込河道区間がありますが、そのほとんどが堤内地の地盤高が河川洪水高より低い有堤河川であります。そのため、質問にありますように、川の水位が上昇すると各排水路からの水、特に町道菅谷今神線北側の水路、通称裏堀の水が排水できずに水位が上昇し、床下浸水や道路の冠水が発生しております。また、立田川が近年の異常気象による集中豪雨の影響もあり、計画洪水位を超える水位を観測するなど以前よりも内水の排水がしにくくなっております。同地区の内水問題は、町といたしましても非常に重要だと考えておりますし、私が就任以来あの部分については検討を重ねてきております。特に昨年度よりは、その解決策についてどのような手法がよいのか課題等を整理しながら検討を重ねているところであり、今後も事業化に向け関係機関と協議を進めてまいります。

次に、福島県沖地震に伴う税の軽減を早急に実施すべきではないかについてですが、今回の地震で町内の多くの家屋が被害を受け、家屋の解体や修理などで被害を受けた皆様には多くの負担が生じているものと聞いております。町としては、その負担を軽減するための新たな支援策を国や県に要望するとともに、町独自の支援を実施してまいりました。今後さらに税制面において、税額の減免制度を創設し、被災者の負担軽減を図ってまいります。具体的には、町県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料で、対象者は所有する家屋の被害の程度が半壊以上の納税義務者等として現在減免の準備を進めております。

次に、駒ヶ嶺駅の屋外くみ取り式トイレを町が早急に改築すべきではないかについてですが、平成30年12月では八巻秀行議員、令和元年12月議会で齋藤充明議員、令和2年12月議会で寺島博文議

員からも同様の質問があり、これまでＪＲ東日本株式会社水戸支社及び仙台支社に対しトイレ水洗化への改修要望を続けておりますが、ＪＲ東日本株式会社は電車内のトイレを利用してほしいという考えであり、改修には至っておりません。ＪＲ東日本株式会社としては、新型コロナウイルス感染症の影響で鉄道利用者の減少により財政的に非常に厳しい状況にあり、経費削減のため、保有している駅舎や設備の撤去など全社を挙げて検討されており、ＪＲ駒ヶ嶺駅のトイレにつきましても、撤去する方向で検討されていると聞いております。町としては、駅施設に係る整備については、施設所有者であるＪＲ東日本株式会社によって整備することが基本と考えておりますが、ＪＲ駒ヶ嶺駅の利用者や地域住民の利便性向上のため、トイレの改修費を設置場所、規模、そして管理の在り方について調査するなど検討をしてみたいと考えております。

○遠藤 満議長 ３番、齋藤充明議員。

○３番齋藤充明議員 ３件についてご回答いただきました。私から再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、１点目の駒ヶ嶺町エリアの内水氾濫対策を早急に進めるべきでないかという話をいたしました。町長も就任以来ずっとそれは考えてきているし、また職員ともそれについては研究をしている、関係機関とも協議をしているという話でございました。しかし、町長が就任してから２年以上たっております。もうそろそろ結論を出してもらいたい。そして、災害は忘れた頃にやって来るのではなくて、毎年やってきているような状況であります。当然ながら立田川につながっているものですから、県との協議出てきます。また、あそこを水門を造ることになれば遊水地の問題も出てきます。そうすると、地権者との協議も出てきます。どの程度の面積が必要なのか、それも調査の必要があります。また、そのほかにも方法があるならば、それはそれで考えてもらいたいと思っておりますが、実際問題としてこの内水氾濫対策いつ頃までやるのか、それをめどをつけながら仕事をされているのか、その辺も含めて期間、どの程度の期間を見込んで実施していくのか教えていただきたいと思っております。

○遠藤 満議長 齋藤充明議員、一問一答だからダブって質問しないで一つずつ聞いてください。遊水地のことを聞くのかあと期間はどのようにするのかと一緒に聞かないで一問一答でやっていってください。再度。

○３番齋藤充明議員 それでは、今議長から指摘受けましたので、再度申し上げたいと思っております。

私の提案の内容でございますが、それも一つの方法として考えていただけるのかどうか。その場合、遊水地の問題とか出てきますが、それについてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

内水対策の方法といたしましては、ただいま議員から質問にもありましたようなポンプによる排水を一つの有効な手段ではないかということで検討しております。その中で、質問にもありました

ように、遊水地も必ず関係してきますので、今後どれぐらいの規模のものが必要なのか。その前に土地の処理についてもどうしたらいいのかというところで検討しなければならないということで、課題が幾つか現在のところあります。この問題につきましては、先ほどの町長答弁にもありましたように、駒ヶ嶺地区の度重なる洪水というところの解消ということがありますので、スピーディーな検討を心がけて対策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 今建設課長からもありましたが、ポンプによる方法ということでありますけれども、いずれにしても遊水地を確保しなければなかなか水がはけないというような状況になってきます。それで、やっぱり今どの程度の協議をされて、いつまでこれが実施できるのか、その辺の見通しをお聞かせください。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 お答えいたします。

現在昨年度から本格的に検討し出しているのですが、現在その地権者の方との接触をし出したというところがございまして、今後先ほど質問にもありましたように、2級河川立田川でございまして、県の管理ということで、土地の状況であるとかそういった部分を整理した上でないと県との協議を進めることができないということもございまして、まずはそちらを固めていければなと思っております。県との行政的な協議につきましては、その後ということでもございまして、その間に設計に関する業務委託であるとかそういった部分も発注していかなければならないというところもありますので、今年度そういった部分でどこまで熟度を上げられるかというところが勝負かなとは思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 確かにまず土地の確保。そうしますと、地権者との協議が出てきますので、その辺はここで触れるというのはなかなか難しいと思いますが、本当に誠意を持って地権者の方とお話をしながら、ぜひ早く用地買収をされて、その上で県とも協議をしながらあの内水氾濫を防ぐ、そういう気構えで事業を進めていただきたいと思います。かつては、今の町道菅谷今神線できる前は、あの排水路はずっと鉄道まで行っていたのです。自然に流れていたのですが、今は国道6号線、旧国道6号線から急に曲げてしまうということで立田川の水から弾き飛ばされたというような状況が続いていますので、方法としてはいろんな方法があるのかと思いますけれども、できるだけ早く進めていただきたいと思いますということで私の第1番目の質問を終えていきたいと思います。

次に、2番目の件でございまして。これも今議会の議案の中にも出ているようでありまして、これは実施していくのだなと思っておりますが、実際に160名ほど罹災証明による半壊以上の方がい

るかと思いますが、その内訳はどうなっているのかお聞かせください。

○遠藤 満議長 佐藤茂文税務課長。

○佐藤茂文税務課長 ただいまの齋藤議員の質問にお答えします。

160件の内訳ですが、こちらについては町長のさっきの挨拶にもありましたが、6月1日現在になりますが、全壊が21棟、大規模半壊が12棟、中規模半壊が27棟、半壊が100棟の160棟となります。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 ありがとうございます。それで、この次にこの手続の方法、この手続の方法ですが、160名だと分かっている。これに該当する町民が役場に来てあるいは郵送などによって申請する方式なのか、それとももう町で分かっているのだから町で認定して減免していくと、そういう方法なのか、その辺どうなっているのかを確認したいと思います。

○遠藤 満議長 佐藤茂文税務課長。

○佐藤茂文税務課長 ただいまの申請の仕方についてお答えします。

まず初めに、町県民税についてですが、こちらにつきましては納税義務者で家屋を所有している者、こちらが原則対象となりますので、その方が非課税だったり、非課税で例えば誰かに扶養されているとか、そういった条件によっても変わりますので、町県民税につきましては今現在のところ申請をしてもらう方法で考えています。あと固定資産税につきましては、所有者が分かっている税額もその建物のものは分かりますので、そちらについては町役場の職権で実施しようと考えております。税務課で担当する分については以上の2つになります。

以上です。

○遠藤 満議長 菅野正浩健康福祉課長。

○菅野正浩健康福祉課長 ただいまのご質問の国民健康保険税、それから介護保険料の減免について手続方法についてお答えいたします。

国民健康保険税、それから介護保険料につきましては、罹災証明書が出ている方につきましては、町役場で対応をしたいと考えておりますので、申請なしで減免を行う予定でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 ただいま説明いただきまして分かりました。これが町民の方にも分かるようにしっかりとした広報をしてもらいたいと思いますし、手続も早くしてやっていただきたいと。できれば本当は、一番最初に申し上げましたけれども、町独自の政策として被災納屋とか蔵などを修繕するときに5万円を出すといったときに合わせて一緒に出せばなおよかったのかなと思います。そういうことがなぜできなかったのか。そして、減免期間はどの程度なのかちょっと確認したいと思います。

○遠藤 満議長 佐藤茂文税務課長。

○佐藤茂文税務課長 減免の期間になりますが、こちらにつきましては令和3年度に賦課されるものとしております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 了解いたしました。1年という期間でありますね。規約とか何かを早く決めておけば早めに町民にこういった減免措置もありますよということで出せたのかなという思いを持って今質問させてもらいました。了解したいと思います。今後とも今回の地震は、東日本大震災の余波であると。新聞によりますと、いろいろな新聞の書き方ありますけれども、地下のプレートが戻ってきている、変動していると。この期間が20年あるいは新聞によっては50年続くと。ということは、また大きな地震、津波が来ることが予想されます。宮城沖地震という言い方をしていましたけれども、もう今はしていませんね。岩手でもある、福島でもある、宮城でもあるということでありますので、本当にこれからの災害対策、国土強靱化対策、これは大変重要なまちづくりの課題になると思いますので、対策をよろしくお願い申し上げて2件目の質問終わります。

さて、最後の3件目の質問であります。3名の議員からそれぞれ駒ヶ嶺駅のトイレの改修について出たと町長から話がありました。全くそのとおりです。これはなぜかというと、その後ろには町民の思いがあるのです。なんであそこだけがくみ取り式なのだ、どっぽんトイレなのだ。そして、今コロナです。あそこのトイレに入れば本当にぼちゃんと。非常に広いです。下に落ちたものが上に上がってくるのです。おしりにつく場合もあります。それでいいのかと。非常にコロナ対策頑張っていると言いながら、一方でJRの土地だからといってあのままの状態であること自体がやっぱり問題があるのではないのかと。今トイレでもおしっこをしても何してもふたをしてそれから水を流すというような状況を考えますと、ぜひあのくみ取り式は解体していただいて、そして町長のお話を聞くともしかすると別な場所を考えているのかなと、町の駐車場辺りを考えているのかなとも思います。その辺のことについてもう一度町長の考え方をご確認したいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えします。

今の質問、場所の件だと思いますけれども、基本的には現在のあのJRの場所、設置してある場所を想定しておりますけれども、場所とかその規模等については、先ほど町長答弁したとおり、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 ぜひ検討、検討で終わるのでなくて、本当にやるべきだと。でないと、本当に町の環境と本当に公衆衛生法上非常な問題があると私は思います。やっぱり本当に真面目に考える

べきだ。予算があるところにはすぐトイレを造る。新地駅になぜトイレ造るのですか。予算があるからです。駒ヶ嶺駅なぜ造らないのですか。予算がないからです。だから造らないのです。これ本当に町長の政治判断です。町長の政治判断でやると私は思います。ぜひもう一度、町長多分やる気ではいるとは思いますが、なるべくコロナ禍なので、早く壊してもらって新しいところに造ってもらいたいという思いであります。あそこは、やっぱり通学、通勤客がやっぱりいます。少ないですけどもおります。そして、あの深町地区は55軒あって152人からの人が住んでいます。さらには、すぐ駅前の土地に民間で土地を持っております。間もなくアパートなり住宅が建つだろうと思います。そして、今度の国土利用計画も今できましたけれども、それにもやっぱり田んぼを宅地化にしようということで町が進めている。そう考えると、やっぱりあの一番町の大きな財産です。決断していくのは町長しかいないのかなと思います。ぜひ早急にやり得る方法で進めてもらいたいと思います。再度町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 大分強い部分で新地にはあって駒ヶ嶺にはなぜないのだということではありますが、別段そういった意味ではなくて、皆さん方がよく私が費用対効果と言います。ただ、私も行政がやるのは費用対効果だけではなくて、やはりそういった福祉の部分もいろんな部分があります。そういった部分で対応すると。今回の部分の回答は、かなり前向きに発言しているつもりでありますので、その辺を察していただいて、あとこれはいろんな調整をしないとすぐやるとかやらないとかとにならないので、私としても非常に今まで以上に前向きだということは考えております。ぜひその辺も理解していただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 ありがとうございます。確かに今までのように紋切り型でJRに要望しているというような話ではなくて、踏み込んだ話だなということで私も評価をいたしました。しかし、やっぱり早くしてほしい。コロナ禍の中なので、なおさら何かあった場合困るので早くしてほしいという思いで言っております。費用対効果の話も出ました。本当に行政は、費用対効果では計れないものがありますし、駅は町の本当に玄関口です。環境省でやっているみちのくトレイルの1泊2日のコースというのは、新地駅からずっとこの役場の前を歩いていろんな史跡、遺跡を見ながら鹿狼山に泊まる。そして、また駒ヶ嶺を歩いて三貫地貝塚を見て、そして駒ヶ嶺駅で帰るというようなコースが環境省で第1番目に設定しております。そういう意味でもやっぱり町挙げて環境のいい地域づくりをしていただきたいと思います。まさに駅がその象徴だろうと思います。やっぱりあと町民から見たら随分差があるのと、何なのだと思うのが当然だと思います。ぜひ前向きに一日も早く進めていただきたいと思いますので私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○遠藤 満議長 これでは3番、齋藤充明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時50分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2番、寺島博文議員。

〔2番 寺島博文議員登壇〕

○2番寺島博文議員 受付番号2番、議席番号2番、寺島博文でございます。それでは、さきに通告しております2件6点について順次質問してまいります。

まず、1件目の観光客の集客を図ることについての1点目、鹿狼山を訪れる観光客は、年間4万人とも5万人とも言われております。中でも日本一早い山開き、元旦登山では、県内外から多くのハイカーが訪れる超人気スポットになっております。また、土曜、日曜、祝日ともなれば、大型バスや自家用車など駐車場が満車状態となり、路上駐車をする自家用車も見受けられ、とても危険です。町が目指す交流人口を増やす足がかりとして、観光客の安全、安心を確保する意味で駐車場を拡大し舗装整備をすべきでないか伺いいたします。

2点目、現在鹿狼山登山口駐車場に完備されているトイレは、水洗化されていますが、和式のため汚れ度合いが高く、観光客などから洋式トイレにしてほしいとの要望が多数寄せられております。現状のままでは観光名所にふさわしいトイレとは言えません。和式から洋式トイレに改修工事すべきでないか伺いいたします。

3点目、町道鹿狼山沿道に街路樹として桜の木が植えられております。春になると桜の花が咲きほこり、観光客の目を楽しませてくれます。しかし、植樹から30年が経過し、寿命や病気などで枯れている木が数多く見受けられます。調査の上植え替えをすべきでないか伺いいたします。

次に2件目、新地町の農業課題についての1点目、野立たずんば国立たずと言われた時代がありましたが、今でも約半数の家が大なり小なりの農家を営んでおります。昔は、人と牛馬の労力で畑も田園も耕しておりました。現在は、大半がトラクターをはじめとする大型機械化へと変化しました。そのため、機械がない、扱えない、そこまで機械が入っていけないなどの理由から耕作放棄地が増えてきている要因にもなっております。高齢化が進む中、担い手、後継者が不足もありますが、そのような農地は荒れ放題となり、草原や山林に姿を変えてきております。耕作放棄地が増えたことで有害動物が増え、農地、作物が荒らされ、人力だけではどうにもならず、耕作放棄地を増やす要因になっております。このように耕作放棄地が年々増えてきている現状について、町としての考えをお伺いいたします。

2点目、昭和48年に農地の基盤整備が始められてから約半世紀が経過し、用排水路の老朽化も進んでおります。また、毎年のように台風や大雨で用水路が壊され、農家の方々は耕作に大変苦慮しております。町全体の見直しを行い、抜本的な用排水路の整備を行うべきでないか町の考えをお伺いいたします。

3点目、今後耕作放棄地が拡大していけば、町内の農地環境は目に余る姿に変貌していくのではないかと大変危惧しております。一刻も早く何らかの対応策を講じていかなければなりません。そこで、町はこのような問題について抜本的に改善するため、農業委員会や町認定農業者、農業に携わっている町職員及び土地改良区など関係する方々で構成される農地耕作環境問題対策会議を立ち上げるべきでないかお伺いいたします。

以上で演壇から質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2番、寺島博文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、観光客の集客を図ることについての1点目、鹿狼山駐車場は手狭になってきている。駐車場の拡大化及び舗装整備をすべきではないかについてですが、町のシンボルである鹿狼山は標高430メートルで、山頂から望む太平洋の大海原は大きな魅力で、登山道も整備されていることから四季を通して訪れる方も多く、登山初心者や家族連れにも適した山となっています。また、メインの登山コースである樹海コースは、山頂まで約40分と手頃な登山コースとなっており、町外からも連日多くの登山者が訪れています。駐車場につきましては、登山口に既存の舗装駐車場が30台程度ありますが、平日でも満車になる場合があり、暫定的に入り口に駐車させていただいている状況です。第6次新地町総合計画の中でも地域資源を活用し観光交流人口の拡大を図ることとしております。町を代表する観光資源である鹿狼山に町内外から多くの登山者に訪れていただくため、本議会の中にも提案しているとおりです。土地を取得するための調査のための予算も計上しており、現在駐車場整備に向けて検討しているところであります。

次に、2点目の鹿狼山駐車場に設置してあるトイレは、和式であるため汚れる度合いが多く、登山客から和式から洋式に変えてほしいとの要望がある。洋式に改修工事すべきではないかについてですが、鹿狼山の公衆トイレは平成4年に鹿狼山周辺整備事業により設置いたしました。当時男性用、女性用とも和式の便器を設置して整備してから30年が経過しております。現在では、洋式トイレが普及し、公衆トイレも洋式が一般的となっております。トイレの洋式化については、今後の駐車場整備に合わせて検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の鹿狼山沿道に植えられている桜について、枯れ木が目立ってきている。植え替えをすべきではないかについてですが、鹿狼山沿道に植えられている桜については、平成4年度の町道鹿狼線の整備に合わせて鹿狼山ふれあいとやすらぎの森づくり事業の中で植樹したものでありま

す。道路延長約1キロメートルの中に約100本の桜を植樹しておりますが、中には枯れている木もありますので、調査の上危険木と判断したものについては、できるだけ早く対応してまいりたいと考えております。

次に、新地町の農業問題についての1点目、田園等の耕作放棄地が増えてきている現状についてですが、耕作放棄地については農林水産課と農業委員会が現地確認調査を行い、その結果について耕作者に対し利用意向調査を行うなどして耕作放棄地の解消に努めております。また、農業委員会法が改正になり、これまで任意業務となっていた耕作放棄地の発生防止、解消の推進が必須業務となっており、これをよりよく果たせるよう農業委員会に農地利用最適化推進員を設置して活動しております。今後も土地所有者や地域の農業者の戸別訪問、農地の出し手や受け手の情報や意向を的確に把握し、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

次に、2点目の用排水路についてですが、用排水路の老朽化による機能の低下は、安定した営農を妨げるだけでなく、維持補修に係る費用の負担となります。また、担い手の減少や高齢化が進んでいる中で、安定した農業生産を維持していくためには、適切な対策が不可欠となっております。今後も点検や修繕などについて、町、土地改良区や各種農業関係団体と共同で計画的かつ効率的な保全管理に努めてまいります。

次に、3点目の農地耕作環境問題対策会議についてですが、町では基幹産業である農業の将来を計画する「人・農地プラン」の策定に取り組んでおります。この中で農業次世代人材投資事業を活用した新規就農者、後継者の発掘や認定農業者、小規模経営者の在り方など農業の将来展望を農家及び農業関係者と連携しながら、「人・農地プラン」の実質化を図る中で、地区ごとに話合いの機会を設けたいと考えております。集落ごとにアンケートなどにより現状を把握し、解決すべき課題を見つけ、話合いの場の中で課題解決の機会を設けていく必要があることから、新たな会議を立ち上げることもこれまで活動している団体の強化を図ってまいりたいと考えております。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 ご答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をしていきたいと思います。

まず、1件目の観光客の集客を図ることについての1点目、答弁で駐車場について整備を検討しているという話がありました。整備計画で想定している駐車場のおおよその面積と駐車台数について分かる範囲で教えてください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

詳しい整備計画につきましては、これから策定していくことになっております。その中で、今およそ面積につきましては約9,000平方メートル、それから駐車場の台数については今100台程度ということで見込んでおります。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 約9,000平方メートル、車で100台程度と今お伺いしました。

次へ行きます。2点目の鹿狼山に設置してあるトイレについて、意見になるのですが、駐車場整備に合わせて検討していくとありました。今の子どもたち、初めから、生まれたときから洋式トイレを使用しております。和式トイレが怖くて使用できないというような子も中にはいるようでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目の町道鹿狼線沿道に植えられている桜の木について、答弁で調査してできるだけ早く対応とありました。ぜひお願ひしたいと思ひます。私も現地確認しました。桜の木106本、あと素人目で見ても明らかに木の寿命が来ているなという確認できたのは約30本ほどありました。これプロが見たら恐らくもっともっと増えるのではないかなと考えています。メインストリートで枯れ木が並んでいたら景観的にも、そして何よりも観光客の印象を悪くすると思ひます。また、最悪の場合倒木なども考えられますので、早めの調査、対応をお願ひしたいと思ひます。

それから、提案なのですが、観光客の集客の目玉として今後考えてほしいのは、ロープウェイの設置とかあと土産物店とか何かも検討していただければと思ひます。それから、登山道路の整備なのですが、今現在山の会の方のボランティアでやっています。人数はともかくとして、新地の方が少ないようなことも聞いております。山の会に全てやってもらうのも何かと思ひますので、その辺の支援、そういうことも町からあればと思ひます。それは要望です。

次行きます。2件目、新地町の農業課題についての1点目、耕作放棄地が増えてきている現状について、答弁では農林水産課と農業委員会現地調査して耕作放棄地の解消に努めているということでありました。当然現状分析等も行われていると思うのですが、現在の耕作放棄地の面積どのくらいあって全体の何パーセントになるのか分かったら教えていただきたいのですが、お願ひします。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

耕作放棄地の面積につきましては、農地面積全体が1,420ヘクタールあります。それに対して耕作放棄地の面積が29.8ヘクタールになることから、農地全体に占める耕作放棄地の面積の割合につきましては約2パーセントとなっております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 今29.8ヘクタール、約2パーセントあると。これ大きな数字だと思うのです。

この数字を町はどう考えるか、捉えているのか、その辺のところをもし分かればお聞かせください。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

耕作放棄地につきましては、周辺の農地に悪影響を及ぼしまして、その解消には多額の費用がかかるということになることから、農地の適正な管理によりまして耕作放棄地の発生を防止、そして解消していくことが重要であると考えております。農業委員会など関係団体と連携しながら耕作放棄地の発生防止、解消に向けた取組を進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 確かに環境に悪影響、多額の費用がかかるということでございます。耕作放棄地を減らすことは大変重要なことではないかと思えます。農業委員会法が改正となって耕作放棄地の発生防止、解消の推進が任意から必須業務になったと回答ありましたけれども、具体的にどのような活動を行っているのかお聞かせください。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

農地の調査につきましては、まず利用状況調査というものを7月から9月と1月から3月に農業委員、農地利用最適化推進員、農業委員会事務局によりまして利用状況調査を行っております。農地の利用状況について、農地のパトロールを現地に行っておりまして、その際調査した結果を集計するというのが1つあります。集計した結果に基づきまして、所有者に対して利用意向調査を確認いたしまして農地中間管理機構に届けてマッチングをして耕作放棄地にならないような対策というものを取っております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 農業委員、農地利用最適化推進員、農業委員会事務局ということで農地パトロールを行って耕作放棄地の解消に努めているということでありました。方向性は間違っていないと思います。ぜひそういう方向で進めてほしいなと思います。

2点目行きます。2点目の用排水路について、全体的な見直し及び抜本的な整備を行うべきでないかについて、先ほどの答弁では老朽化した用排水路について計画的な整備、法律的な保全管理に努めていくという回答がありました。

意見になるのですが、用水路の整備は農業を営む人にとってとても大事な要件となっております。どの農家さんに話を聞いても、口をそろえて水管理が大変なのだとされます。実際に農家の方が壊れた用水路を自前で手直し工事を行いながら耕作しておりました。維持管理が大変なのです。計画的に整備を進めていただければと思います。

3点目行きます。3点目の農地耕作環境問題対策会議を立ち上げるべきでないかということですが、農地耕作環境問題対策会議というのは仮の名前です。対策会議を立ち上げることが私は一番のポイントであると思います。ある方に話を聞くと、何か相談に行くと予算がない、そういう問題は

直接地主さんに相談してとかそう言われるとのことでございます。そのため、解決できないまま耕作放棄地になってしまうケースがあったと伺っております。農業問題については、先ほどの用排水路の問題、担い手、後継者がいない、様々な問題がたくさんあります。そういう問題を、課題を一つひとつ整理して対策会議の中で解決していけたらと思います。

再質問します。集落ごとにアンケートなどで現状を把握し、話合いの場を設け、課題解決したい等の答弁がありました。その構成メンバーはどういう方を想定しているのでしょうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

町長から回答がありましたように、町では「人・農地プラン」の計画策定というものに取り組んでおります。その中で、実質化というところで地区に話合いの場を設けまして課題解決を図るところで進めていきたいと考えておりまして、そのメンバーにつきましては町農林水産課、農業委員、農地利用最適化推進員、認定農業者、土地改良区など各種農業関係団体などそういったメンバーで計画しまして話合いの場を設けていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 この会議の中に水利委員長とか水利組合の長なんかも加えていただければと思います。

あと最後の町長の答弁の中に、こういう会議を立ち上げるよりも今現在活動している団体を利用した話合いの場を設けたいというような話がありましたけれども、私はその上のまとめる会議、全体会議をどうしてもつくる必要があると思います。その辺もう一度確認したいのですが、対策会議を設けてもらえるのか、それともそれは設けないで今現在ある会議の中でやっていくと。何かその辺がちょっと聞き漏らしたので、もう一度お願いいたします。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃっております農地耕作環境問題対策会議という名称のような形ではないのですが、町長が言うように、今議員が言っている部分、あと町で言っている団体全てそういったメンバーが集まる機会を設けることによって同じ目標というか、課題解決に向けた話合いの場というところは設けることができるのかなと。そういった中で出た解決するための課題解決の話合いする中で、そういった会議というところが必要になれば検討。あと町にも今現在そういった会議幾つか既に持っておりますので、そういった会議の中で対応できるものはあるのではないかと考えておりますので、そういったところを今後詰めていければと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 今回答で今ある既存の団体を集めて会議をするというような答弁だったと思います。この会議の継続性についてお伺いしたいのですけれども、1回だけで終わったのでは課題解決になりませんし、その辺いかがですか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど回答いたしました「人・農地プラン」の計画につきましては、まず計画を策定しましたらその現状の確認ということで、できれば毎年そういった話合いの場を設けて現状の確認、そして新たな課題が出ればその課題の解決という話合いを継続的に開催していかなければならないと考えておりますので、継続的な会議ということで考えていただければと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 今私非常に残念なのですけれども、毎年1回というような回答ありましたけれども、こういった問題年に1回の会議で解決できるかといったら私はできないと思います。そんな意味のない会議だったらば極端な話必要ないのではないかなと思います。最低やっぱり2か月とか3か月に1回そういう会議を設けて、農家さんが困っていること、課題、問題について、それについて話し合う場を私は絶対つくるべきだと思います。もう一度答弁求めます。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

毎年1回ということで回答いたしましたけれども、議員おっしゃるとおり、必要な回数あると思いますので、まずは開催に向けて準備を進めまして、その中で皆さんとそういった機会、必要な回数で実施していけるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 今その会議で必要に応じて会議を設けるというようなことだったと思います。何ととっても農業は、新地町全体の基幹産業でもあります。衰退していく農業を立て直さなければならぬと思います。会議を立ち上げるということは、スタートラインに着くということです。しかも、大きな一歩だと私は思います。会議を通じて喫緊の問題、5年先、10年先、20年先の課題について話合い、段階的に課題解決し、最終的には担い手不足、後継者問題、耕作放棄地の解消につながっていければなと思っております。非常に重要な案件ですので、この農業問題の対策会議を立ち上げることにについて、大堀町長からもこの件について何か話があればというか、どういうお考えなのか、その辺お聞かせいただければと思います。

お願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 町として農業はと、漁業は、そういうことで基幹ということでお話をしていると。そういう中であります。そして、今農業もいろんなところで高齢化、あとは担い手不足、いろんな問題が発生しております。そういった中で、町の農林水産課あるいは農業委員会が中心になってそういった問題を解決するためにいろんな会議を開いておりますので、そういった部分でできるだけこれから若い世代が農業に取り組めるような状況をつくっていくのも必要だと感じておりますので、今寺島議員がおっしゃられたのを参考にしながら、今まで、あとは既存の各団体の方々と協力をしながら実施をしていきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 町長、そのほか農業問題だけではなくて漁業問題もあるというようなことで、いろんな団体、関係団体等も協議をしながら話を進めていくという答弁がありました。ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで2番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

引き続き、6番、吉田博議員。

〔6番 吉田 博議員登壇〕

○6番吉田 博議員 議席番号6番、吉田博であります。私の質問は、脱炭素化における町の取組と町営の月極駐車場の管理体制についての2件であります。

グレータ・エルンマン・トゥーンベリさん、ご存じの方も多いと思いますが、彼女は16歳の高校生のとき世界の気候変動に対して大人たちは私たちのために何もしてくれない。そして、スウェーデン議会の前で学校ストライキを起こした方です。テレビでこの映像を見たとき、私は彼女の勇気ある行動に感動いたしました。そして、彼女の言うことになるほどと思う向きもあります。それは、京都議定書にはアメリカが参加しておりませんし、中国の目標値は実質負担ゼロの数値だそうであります。アメリカの前大統領、トランプ氏は、パリ協定を離脱いたしました。私の中にこのようなことで世界の地球温暖化対策を本気でやろうとしているのかという疑念もありました。そして、菅総理大臣は、就任早々2050年までにはカーボンニュートラルという聞き慣れない言葉を発しました。そのような発言の後に環境省は、3月19日付で脱炭素に向けた地方自治体の取組についてという資料を作成しております。各自治体は、これに沿った内容で温室効果ガスの削減に取り組んでいくことになるのかなというような思いを思っております。改めてカーボンニュートラルについて新地町の取組をお尋ねしたいと思います。

初めに、脱炭素化を実現するために、町としてどのような政策の取組を実現するのかお伺いいたします。

続いて、2点目ですが、我が町で稼働している2社の発電所は、町の財政面及び雇用創出面で大

きな存在であり、必要な施設でもあります。今後の在り方について、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目は、国では脱炭素化対策として、電気自動車等の普及促進を行っておりますが、他の市町村にあるデパートやスーパーの駐車場で実施しているように、デパートのない我が町では役場の前に、そして役場の前の駐車場に充電設備を設けるなど町民の利便を図ることも必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、町民から私のところに届いた疑問点ですが、月極契約の駐車場で前金を払って駐車位置も確定しているのになぜ新地駅西口の月極駐車場だけ入口のバーを通らなければならないかということでありましたので、月極駐車場の管理体制について4点の質問をいたします。

まず初めに、町内にある月極駐車場の場所と契約台数及び利用料金をお伺いいたします。

次に、2点目ですが、これらの管理状況について、管理ノートあるいは巡回調査などどのような基準でどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

続いて3点目、前に申しました利用者からの声で新地駅西口にある月極駐車場は、入場の際ゲートを通さなければならないのですが、他の駐車場にはゲートがないのはなぜなのかということをお伺いいたします。

さらに4点目ですが、月極駐車場の利用者のほとんどは電車を利用する方ではないかと思います。ゲートの故障で電車に乗り遅れた場合、補償や対策については新地町駐車場条例あるいは施行規則には載っていないようですけれども、対策や措置についてどのような処理をするのか。

以上2項目7点について町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 それでは、6番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、脱炭素における町の取組についての1点目、脱炭素化を実現するために、町としてどのような政策の取組を実施するのかについてですが、町ではこれまで役場庁舎をはじめとした公共施設において、環境、省エネルギーに配慮した取組を行ってまいりました。その先駆けが現在の役場庁舎であり、雨水や地熱の補助熱源利用を取り入れ、トイレの洗浄水や冷暖房補助熱源として利用しているところであります。また、庁舎内の省エネ、省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することに努めてまいりました。例を挙げると、空調設定温度、湿度の適正化、照明を利用していない場所、時間帯のまめな消灯、公用車のエコドライブ、用紙類の節減、封筒、ファイルなどの再利用促進などであります。庁舎施設管理等での取組では、庁舎や施設の設備機器の運用改善や機器更新時には温室効果ガス排出量の少ない設備機器への買換え、さらには再生可能エネルギーの導入などであります。平成24年度には、再生可能エネルギー利用とし

て、各小中学校に太陽光発電設備を導入しました。また、発電量や状況を児童生徒に分かりやすくパネルで表示し、エネルギーへの関心を高める取組をしております。平成27年度には、役場庁舎、農村環境改善センター、総合体育館についても太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、平成30年度には防災センターにも設置するとともに、役場庁舎、農村環境改善センター、総合体育館の照明をLED化しています。今後も公共施設等における温室効果ガス排出量を削減する取組を推進していきますが、行政だけで環境負荷の軽減を達成できるものではありませんので、地域や事業者と一体となって取り組む必要があります。新地町第6次総合計画の中で節電や節水による省エネルギーへの取組、財政可能エネルギーの利活用を図るため、太陽光発電システムの設置補助のほか、ごみになるものを減らす、繰り返し使う、分別して再生するなどごみの減量化への取組、さらに町内小中学校の授業において環境エネルギー教育に取り組み、次代の町を担う児童生徒の環境意識配慮の涵養を図ってまいりたいと考えております。環境負荷となる炭素の軽減をするためには、町民の皆様一人ひとりにも環境配慮意識を持っていただき、共に取り組んでいきたいと考えております。

次に、我が町で稼働している2社の発電所は、町の財政側面及び雇用創出面で大きな存在であり、必要な施設でもある。今後の在り方についてどのように考えているのかについてですが、当町では、石炭火力発電として相馬共同火力発電株式会社新地発電所において、1994年に1号機が出力100万キロワット、翌1995年には2号機が同じく100万キロワットで営業運転を開始したほか、天然ガス火力発電として福島ガス発電株式会社による福島天然ガス発電所が2020年4月に1号機、同年8月には2号機が営業運転を開始し、それぞれ59万キロワット、合わせて118万キロワットでの発電設備を有し運転しております。2018年には、国が策定した第5次エネルギー基本計画では、2030年に向け温室効果ガスを26パーセント、2050年には80パーセント削減を目標としておりますが、2020年12月に政府が発表した2050年カーボンニュートラル宣言では、2050年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目標としています。これは、排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出した同じ量を吸収または除去することで差引きゼロを目指してというものであります。第5次エネルギー基本計画の石炭火力については、高効率化、次世代化の推進や非効率石炭火力を段階的に縮小していくなどの取組が記載されているところであります。非効率石炭火力の段階的縮小により、発電所周辺の雇用及び自治体の減収など地域に及ぼす経済的な影響も危惧されております。当町は、重要港湾及びエネルギー港湾としての役割を果たしている相馬港を擁し、火力発電所や天然ガス発電所が操業されており、関連企業もあります。これらは、エネルギー産業として重要であるばかりでなく、当町のみならず、地域での大切な就労の場となっています。また、税収の面から見ても、町財政に及ぼす影響は非常に大きいと考えております。現在国において、エネルギー基本計画の改定を進めているところでありますので、発電事業者と情報共有を密にしていくとともに、今後の国の動きに注視し情報収集をしてまいります。

次に、国では脱炭素対策の一環として、電気自動車等の普及推進を行っているが、他の市町村で

実施しているように役場前の駐車場に充電設備を設けてはどうかについてですが、当町は平成23年に国より環境未来都市に選定され、環境産業共生型の復興まちづくりの実現に向け、新地町スマートコミュニティ事業に取り組んできました。さらに、国連が採択した持続可能な開発のための国際目標であるSDGsへの取組が世界的に求められているところであり、第6次新地町総合計画の中では公用車の電気自動車等のエコカーの導入推進を掲げております。電気自動車の充電設備については、一般の電気自動車の普及状況や国、県の事業進捗状況を注視しながら導入を見極めていきたいと考えております。

次に、月極駐車場の管理体制についての1点目、町内にある月極駐車場の場所と契約台数及び利用料金についてですが、現在町で管理している月極駐車場は、JR新地駅西口と東口、JR駒ヶ嶺駅前と駅西側の4箇所であります。それぞれの契約台数は、6月1日現在、新地駅西口が69台中47台、新地駅東口が21台中2台、駒ヶ嶺駅前が8台中5台、駒ヶ嶺駅西側が44台中7台の契約となっております。利用料金については、全ての月極駐車場で町内在住者が1か月3,000円、町外在住者は1か月4,000円となっております。

次に、これらの管理状況について、管理ノート、巡回調査等のような基準で行っているのかについてですが、新地駅西口駐車場についてはゲート式駐車場であり、ゲート管理については専門業者と業務委託契約を締結し管理運営を行っております。具体的な業務内容は、24時間体制による電話対応や機器障害時のリモート操作、定期的な機器点検報告などであります。これ以外に他の月極駐車場も含めて担当職員が週1回程度巡回しながら確認等を行っております。

次に、新地駅西口にある月極駐車場は、入場の際ゲートを利用しなければならないが、他の駐車場にはゲートがないのはなぜかについてであります。新地駅西口駐車場は月極契約分以外に一時利用分として184台分も整備しており、利用区分が混在する中で有料駐車場として管理することを総合的に勘案してゲート式駐車場としたところであります。したがって、他の駐車場については、それぞれの駐車場の規模や利用形態からゲート式を採用しておりません。

次に、月極駐車場の利用者は電車利用が多くいるが、ゲート故障で電車に乗り遅れた場合の措置規約があるのかについては、新地駅西口駐車場管理規定により利用に関することを定めております。この中で、機器のトラブルによる時間損失については、免責としております。なお、これまでの実例の中で利用者からゲートが開かず電車に乗り遅れたとの報告は受けておりませんが、トラブルが起きないように引き続きメンテナンスを行ってまいります。

○遠藤 満議長 ここで、吉田議員、途中なのですけれども、再質問については午後から始めます。ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午後1時30分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 それでは、改めて再質問させていただきたいと思います。

脱炭素化における取組なのですが、先ほど町長からの答弁をいただきました。あの答弁の中には、今まで役場の庁舎とか学校に太陽光発電を取り付けたというようなお話でありまして、町民にも太陽光発電に対してのその支援金、補助金あるいは電気自動車に対しての減税措置というようなものは、これまで取られてきたわけでありますけれども、私がお伺いしたかったのは、これから先のその脱炭素化の実現に向けた取組について町の姿勢をお伺いしたかったのですけれども、この取組についてご答弁いただければもう一度お願いしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今議員からご質問ありました。今新地町で第6次新地町総合計画の中に環境負荷の軽減ということで、町長もお話ししましたように、太陽光発電システム設置補助の継続、それから公用車のエコカー導入推進、こういったものを記載して取り組んでいくということでありまして、地球温暖化防止、脱炭素、大きな取組としましては、節電、節水による省エネルギーの取組と再生可能エネルギーの利活用とあとごみの減量化の取組、そういった部分を含めて実施していくという部分で総合計画で大きな話として掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 分かりました。今ここでどうのこうのと先のことを言ってもこれ以上のお答えというのは出ないものと思います。了解いたしました。

続きまして、2点目の我が町で稼働している2社の発電所の在り方についてでありますけれども、やはり先ほどの町長の答弁にありましたように、親会社ですか、東京電力あるいは東北電力のその話合いの中でやはり今後できること、町ができること、そういったことを常に意思疎通をして前向きな取組というのは当然必要であろうと思います。ただ、その中でぜひその参考にしていただきたいというようなことがありまして、実は前に我々議員有志の中でいろんな問題に直面したときに、東京のその各省庁に行って、そしてこれこれこういうようなものについてはどうなのでしょうかというようなそういった意見の交換の場を設けたことがあります。その中で、その省庁の職員の方が言っていたのは、私たちがこういった各自治体向けにこういうような補助制度をつくりましたあるいはこういうような支援の措置を行いますというようなことをやったときに、一番早く反応してくれた自治体、これとは彼らから言わせれば、餌をまいたときに一番最初かかってきてくれた魚に対しては非常に喜びを感じるというような意見交換の中でありました。したがって、今回のその発電所、

正直言って私はもう新地の火力発電所30年になったらおじゃんになるかなというような危機感を持っている一人であります。そういったときに、その発電所を長くするとかあるいは代替的なものというようなものが必ず省庁であると思うのです。ですから、ここでお願いしたいのは、ぜひそのアンテナを高く上げて、やはりそういった補助金なり支援金制度というようなものをいち早くキャッチしてそういったところの交渉等ぜひやっていっていただきたいということと我々議会の中でもやはりそういったことに対して勉強しながら議会と執行部との両輪を生かして、そして町内にある発電所の取組というようなことをぜひやるべきでないかと私はと思いますが、町長どうですか、そのお考え。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 吉田議員がおっしゃるとおり、国の情報というのは非常に的確に捉えていかないと町としても大変だと思っていますので、今の意見を参考にしながら取り組んでいきたいと思っています。ただ、今コロナ禍の中ですからなかなか情報としては少ないかもしれませんが、あと各議員の方々においてもできればそういった機会をさらに今後も求めていただいて、これからもお互いに頑張っていきたいと思っています。

よろしくお願いします。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 やはり町の発展のためには、町の執行部と我々がタッグを組んで前に進めるべきだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、脱炭素化によつての電気自動車の普及というようなことなのですが、ガソリンスタンドを今経営されている方に何件かのお話を聞いたところ、ガソリンスタンドで電気自動車に対しての充電設備を設けるというようなことはまずほとんどのガソリンスタンドでは考えていないというような話でありました。なぜかという、電気自動車を自分の家で乗らないときには夜自分の家で充電できるのです。ですから、ガソリンスタンドの経営者は、充電設備をやるというようなことはないよというような答えだと思います。それで、先ほど言いましたように、大きなスーパーとかあるいはデパートの駐車場にはEV車の充電設備が整っているように思います。しかし、うちの町でも交流人口拡大というようなことを掲げておりまして、それには私は今のところ新地の町内にEVの充電設備はないのではないかと考えているのですが、はっきりしたことは分かりません。ですから、やはり緑地公園にEV車で遊びに来た人がその遊んでいる時間を利用して充電できる設備というのは必要ではないかなと思っております。それで、今も言いましたけれども、その充電設備をつくるのに国の補助金とかなんとかというようなことをちょっと調べれば分かるのではないかと思いますけれども、改めて町内に町の予算でEV車の充電設備を設けるというようなことを必要とするのではないかと思います。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今議員から交流人口拡大のことも含めてE V車の充電設備導入というお話でありました。先ほど町長が答えたとおり、一般の車両の普及状況とか国とか県の動向も見て導入を見極めていきたいということであります。補助につきましては、一般社団法人次世代自動車振興センターというところでクリーンエネルギー自動車導入促進補助金という補助金もあります。将来もしそういった部分を町でつくと、検討するような段階になればそういった補助も活用できるのかなと思ってございます。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 今課長の答弁にもありましたけれども、その補助金の制度というようなことがあるみたいですから、ぜひそのE V車の充電設備の設置に取り組んでいただきたいと思います。

次に、町内にある月極の駐車場のことで再質問いたします。駒ヶ嶺駅前に一時利用というような名前で今月極の契約者というのと一時利用と書かれている駐車スペースがあるのですが、これはその契約、どのような契約で月極と一時利用というのは、これ料金体系はどうなっているのか改めてちょっとお聞きしたいと思います。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 駒ヶ嶺駅前の駐車場の件でありますけれども、ここは合計で20台駐車スペースを設けております。そのうち月極は、先ほど町長からの答弁のとおりで8台これ月極で設けております。そのほか2台が身障者用ということで設けてあります。ほかに10台が今吉田議員がおっしゃられた一時利用ということで、この身障者用と一時利用というのは、これは今までもそのような運用であったのですが、無料で開放しているというような駐車場であります。主には、買物等そういう方々かなと想定をしているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 そうすると、この一時利用については無料で開放しているというようなことですよね。これは、何で駒ヶ嶺に限っての一時利用無料開放なのでしょう。新地の駅前には、無料開放している駐車場というのはありますか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 新地駅周辺には、東口、西口も含めて無料開放のものはありません。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 どういうことでないのですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○**泉田晴平総務課長兼会計管理者** 新地駅の東口、西口でありますけれども、東口は全て月極で設けてあります。西口は、有料というか、無料ではないという話はしましたが、ただご存じのとおり、ここの商業施設も含めまして3時間までは無料と。あとはその商業施設利用で時間処理をしてもらえば24時間までは無料というようなことで、駒ヶ嶺駅もそうなのですけれども、そういう町内的なバランスというか、できるだけそういうことを均衡を図ろうというようなことも一つの要因として無料処理的な、無料開放的な考え方を持っているということで、厳密に言うと無料ではありませんけれども、今申し上げたような措置により、より広く利用してもらうようなそういう措置を取っているというところであります。

以上です。

○**遠藤 満議長** 6番、吉田博議員。

○**6番吉田 博議員** 私から思うと、やはり公共施設に関してはやはり全て平等であってほしいというのが私の思いでありますので、やっぱりこれらの均衡を図るような方法をこれからたどっていただければ、そういうように思います。ぜひ差別のないような方法で運営していただきたいと思います。

続いて3点目、これもやっぱり私に照らしてみれば、バーがあるなし、同じ月極駐車場の中で片方はバーがある、片方はバーがないというのもこれはちょっとやっぱり公な駐車場としてはちょっといかがかなというような思いがあります。先ほどの、バーが開かなくて何か電車に乗り遅れたとかそういった措置あるのかというような質問に対する答弁であります。ここで言っている新地町駐車場条例の恐らく18条2項の(5)番で言っている時間損失、機会損失が場内混乱、混雑、機器トラブルの処理により発生した場合は、これはそれに対しての損害賠償はしないのだよというようなこの文言だと思います。そういう解釈でよろしいのですか。

○**遠藤 満議長** 泉田晴平総務課長。

○**泉田晴平総務課長兼会計管理者** はい、そのとおりでございます。

○**遠藤 満議長** 6番、吉田博議員。

○**6番吉田 博議員** そうすれば、私はやはりこれはもう東口と西口のその公共性同じような体制を整えるべきというのと同じように、1つご提案申し上げたいのですけれども、駅西口のあのバーをくぐらなくても、今ちょっとこれ写真撮ってきてあるのですけれども、月極駐車場の南側にフェンスがあります。そのフェンスの中に2本木が植えてあるのです。そこはあとは平らなのです。南側のフェンスを取ってあの2本の木を除去すればあそこのところで月極の駐車場は長く、北、南に、南北に長くなっているんで、あのフェンスを取ってあの木を2本取ればあそこで出入りが自由にできるのです。ですから、そうすると11月の25日、去年の、そのときにあそこのところの入る機械が故障して4台ほど入れなくなった。難なく回復して電車に乗り遅れるということはなかったそうなのですけれども、やはりそういったリスクを解消するには、あそこの駐車場の南側のフェンスを取

って2本の木を除去すればそのリスク解消できるのです。ぜひ向こうに行って見てそのバーの解消、バーをくぐらなくても月極駐車場の出入りができるというようなことを確認していただいて、それを実行していただきたいと思いますが、その答弁。

○**遠藤 満議長** 通告ありませんので、今の執行部からの答弁もないように考えますけれども、何か執行部側で答弁できるというようなことであれば構わないですけれども。大丈夫ですか。通告なくても大丈夫ですね。

泉田晴平総務課長。

○**泉田晴平総務課長兼会計管理者** 今いろいろご提案をいただきました。この新地駅西口駐車場は、平成30年の4月から運用開始をして3年数か月がたちますけれども、当初も設置条例のときに皆さん方からいろんなご意見をいただきました。庁内においても様々な議論の基に今のゲート式というようなことになりましたけれども、新地駅前周辺の整備事業の中で様々な施設を整備をする。あとは駅の整備は終わっているのだから駅を活用したまちづくりを行う。このようなことも含めて大規模な駐車場整備というようなところもあったかと思います。その中で、電車利用の月極の通勤者とかそういう方々用、これは以前の新地駅でも月極で提供しておりました。あとは新たな施設利用者に対する町の公共施設の駐車場としての役割と、こういうことを総合的に勘案した中で今のゲート式で。先ほど町長も答弁しましたけれども、その中で一般利用と月極と。ゲート式というのは、一番管理しやすいのはどういうところかいうのも含めて、以前の新地駅ですと不法駐車あるいは放置車両というような問題もあって、治安上の問題などもあったということで色々議論してきたところでもありますので、そういう経緯から今の形にしておるというところでもあります。今吉田議員から月極は、南側ですか、そこをちょっと開放して月極専用にしてもいいのではないかというような話ありましたけれども、今そういうご提案はご提案として、今後どのようなことがいろいろな課題が出た場合にはどう対応したほうがいいのかというのは常日頃から担当課中心に検討、考えていきたいと、対応していきたいと、できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○**遠藤 満議長** 6番、吉田博議員。

○**6番吉田 博議員** 今答弁ありましたけれども、なぜ私とそのバーを取りやめたらいいかというのは、やはり電車通勤の多い人がやっぱり少しでもリスクを解消したほうがいいのかというような思いでそのような提案したわけでございます。

それから、今課長が答弁あったのですが、不法車両というようなことで答弁ありましたけれども、やはり前述べた巡回、週1回巡回しているというようなことでありますけれども、やっぱり巡回する頻度をもう少し多くしたほうがいいのかというような思いもあります。なぜかという、これここに写真あるのですけれども、これ東口の月極駐車場です。ここにこのダンプが3日間ぐらいつつと放置してありました。これレンタカーです。こういうようなことがあるので、やはりそういった

面では、逆に言うとバーをつけたほうがこれがなくなるのかなというようなそういったこともあるかと思いますが、やはりその管理体制、これ充分しっかりしていただきたいというようなことを申し添えて私の一般質問を閉じたいと思います。

終わります。

○遠藤 満議長 これで6番、吉田博議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

5番、八巻秀行議員。

〔5番 八巻秀行議員登壇〕（拍手）

○5番八巻秀行議員 議席番号5番、八巻秀行です。よろしくお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスによる感染拡大は、当県も5月いっぱい非常事態宣言が解けまして、集団接種だけでなく、国の大規模接種など様々なワクチン接種法の投与が日本全国で行われており、そのかいあってか少し落ち着いてきたように思います。この中で我が町も6月11日から65歳以上高齢者の投与が始まったところであり、一般の方々の接種が終わるまで誤りや間違いのない迅速な対応が求められるところでもあります。そして、東日本大震災から10年3か月が過ぎておりますけれども、まだまだ復興は道半ばであります。例えばスマートアグリ・6次化施設であります、一昨年の10月発生の台風19号の影響によって企業進出が白紙となり、今後の大きな課題となっております。また、津波復興拠点整備拡大区域には、国道側の6,000平方メートルにドラッグストアが立地しましたが、残る東側の1万6,000平方メートルの活用が課題であります。こういう中、今年度から6次総合計画によって10年後の令和12年を見据えた新しい町の振興に向けて進んでいるところでもあります。一方で、相馬港4号ふ頭のLNG基地では、世界最大級23万キロリットル、1、2号タンクは仙台までのパイプラインによって本格操業を始めており、福島天然ガス発電所の1、2号機も運転が開始をされ、ますます町の将来にとって活気の出る明るい兆しが加速をしております。復旧、復興のスピードを早めて快適で住みよい笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指し一般質問を申し上げたいと思います。

私は、件名1、国道113号線大沢峠土砂崩れ通行止めの現状と課題について、件名2、新地インターチェンジバスストップの利用促進について、件名3、活力あるまちづくりについての3件について伺いをいたします。

件名1、国道113号線大沢峠土砂崩れ通行止めの現状と課題について伺いをいたします。令和3年4月14日に発生した新地興産、加藤建材工業間の土砂崩れによって間もなく2か月を迎えますけれども、いまだに大沢峠の開通の見通しが立っておりません。当初の予定では、1週間後くらいには開通できるようなお話をいただいておりますけれども、全く状況が違っているわけであり、県は、一日も早い開通に向けて崩落の原因を究明し、必要な対策工法の検討を進めているとしていますが、その後の大雨、震度4、5弱の2度にわたる地震等の影響によって断続的に土砂崩れ

が発生し、県内外を問わずに随所に影響が出ているところであります。現地を見ますと、復旧工事は入っておらず、土砂崩れの土砂は取り払ったものの、路面には石ころが散乱して早期開通の期待を裏切る現状となっております。開通に必要な工事であれば徹夜をしてでも通行に努力をするところだと思いますけれども、そのサインは何えない状況となっております。

そこで1つ目は、片側通行でも早期開通を要請すべきでないか伺います。現地は、谷川にも用地、残地があって、現道のセンターラインに鉄骨の柱を立てて鉄鋼で落石を防ぐなどの対策を講ずれば片側通行できると思うのであります。県管理でありますから、その必要性を要請するしかありませんけれども、どんな要望をしているのか、その必要性を理解させる努力が必要ではないかと思えます。お伺いをいたします。

2つ目は、町道南菅谷福田線及び町道笠松原畑線、林道鈴迂線迂回路の懸念であります。林道鈴迂線だそうですが、そうであればなおのこと懸念が拡大するのであります。1つ目は、30トントレーラーダンプカーが走行できる道路構造になっているか。また、通行規制はできないかお伺いいたします。東日本大震災後国道113号線大沢峠付近は、片側のタイヤだけで6本、4本合わせて12本の30トントレーラーダンプカーが走って菅谷地区を走る国道113号線や相馬市沿いの113号バイパスにおいても、タイヤ2本のわだちあるいはたわみが目立って、路線変更をしますと危険きわまりない状況であります。そして、雨が降れば長きにわたって水路となって大変危険な状況であります。なかなか修理も追いつかない状況のようでございます。そういう中で、迂回路として町道南菅谷福田線あるいは町道笠松原畑線、林道鈴迂線を通っていますけれども、道路の構造上このようなトレーラーダンプが走れる構造になっているか心配であります。また、この期間だけでも通行規制はできないものかお伺いをします。特にこの周辺の4月中の舗装工事でありましたけれども、子眉嶺神社付近は、2箇所にわたって舗装工事が入り、片側通行で走行しており、大変危険な状況でありました。お伺いをいたします。

2つ目は、地域の交通安全は充分か伺います。これまでも状況を申し上げてきましたけれども、岡地区狼沢地域あるいは町道南菅谷福田線付近の交通安全は、配慮されていないと感じます。地域の方々の声もこの大変な状況に十分な対策を講ずるべきであります。お伺いをいたします。

続いて件名2、新地インターチェンジバスストップの利用促進についてお伺いをいたします。1つ目は、この3月28日、東北アクセスバス時刻表によりますと、4月1日から新地町バスストップを相馬、新地、仙台間最短で70分を売りに、朝は6時53分、7時40分、8時53分発で仙台東口、青葉通り駅、東北大学病院前行きが走っております。帰りは、仙台駅東口発で新地着14時20分、16時ちょうど、17時20分、料金については片道大人仙台駅で800円、東北大学病院で1,000円、往復券でありますとそれぞれ1,500円、1,700円となるようであります。ところが、現地に行ってみますと何の表示もありません。私は、この辺りをいつも散策しているのでありますけれども、48台の駐車場には1台も止まっておりません。まだ走っていないものと思っておりました。この事実を知ったの

は、5月の中旬になってからであります。町は、こういう情報が入ったらいち早く幅広く広報をして皆さんに利用してもらう努力をすべきであります。お伺いをいたします。

2つ目は、バスストップを新地インターチェンジ背後の工業用地企業誘致の啓発に結びつけるべきでないかお伺いをいたします。本件は、令和2年12月の議会でも申し上げましたが、回答は工業用地としての駒ヶ嶺工業用地、新地駅周辺事業用地、大戸浜地区の防集元地への企業誘致を最優先に取り組むとの答えでありました。したがって、その企業誘致の取組はもちろんでありますけれども、相馬中核工業団地西あるいは東地区あるいはLNG関連企業の相馬港4号ふ頭を控える新地インターチェンジのさらなる利活用に大いにこのバスストップの活用を図るべきであります。お伺いをいたします。

件名3、活力ある元気なまちづくりについてお伺いをいたします。1つ目は、福島県民の健康課題改善に向けて、急性心筋梗塞、食塩摂取量、喫煙、メタボ、脳梗塞など全国を見ても非常に良くない。その中で、町政の現状と課題はについてお伺いをいたします。厚生労働省の平成29年度人口動態統計特殊報告あるいは平成27年度の都道府県別年齢調整死亡率の概況を見ますと、福島県民の急性心筋梗塞死亡率は、男性、女性とも全国ワースト1、食塩摂取量が多いのは男性、女性とも全国ワースト2、喫煙者が多いのは全国ワースト3、メタボが多いのは全国ワースト3、脳梗塞死亡率が高いのは男性は全国ワースト7位、女性は全国5位という状況であります。こういう中で、町政の現状と課題をお伺いをいたします。

2つ目は、総合健診と県民のこうした健康課題を結びつけてこのような全国ワースト1位等からの脱却を目指して町民の意識高揚に努力をすべきだと思います。この6月1日から9日まで成人病検診、総合健診が行われましたけれども、総合健診の事業や取組あるいは県民の健康課題は、それぞれ理解ができていますのでありますけれども、このどちらも同じ目標に向かってワースト1等の改善に努力を重ねる必要があると思うのであります。お伺いをいたします。

以上申し上げましたが、よろしくご回答お願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5番、八巻秀行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、国道113号線大沢峠土砂崩れ通行止めの現状と課題についての1点目、片側通行でも早期開通を要請すべきではないかについてですが、発災後福島県より林道鈴迂線や町道笠松原畑線、町道南菅谷福田線等を迂回して設定したい旨の協議があり、現在このルートが国道113号の迂回路となっております。町では、仮設土留め等の応急措置により片側だけでも通行できるよう発災直後から福島県へ要請しております。しかし、5月20日の広報配布時にお知らせしたとおり、対策工法の検討のための調査やまた現場は降雨や地震の影響により断続的に土砂の崩落が見られる状態にあるため、安全面からも全面通行止め規制となっております。引き続き早期開通と通行対策について

要請してまいります。

次に、町道南菅谷福田線及び林道鈴迂線迂回路の懸念についての1点目、30トントレーラードンプが走行できる道路構造になっているか、また通行規制はできないか及び2点目の地域の交通安全は充分かについてですが、道路法で認定される町道については、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を一般的制限値として定めております。例えば長さの制限は12メートル、高さは3.8メートルというもので、この一般的制限値における総重量制限値は指定道路を除き20トンですので、30トントレーラーは通行は通常は走行することはできません。通行したい場合は、特殊車両通行許可制度において通行許可申請を行い、許可を受けた事業者が通行できることになっております。現在迂回路に設定されている道路のうちご質問にある町道南菅谷福田線、林道鈴迂線については、一般制限値以上の車両であっても本制度を利用すれば通行できる道路構造となっております。このようなことから、通行を規制することはできません。地域の交通安全については、できるだけ家屋密集区域を避ける、2車線の道路を迂回路として設定する、公共、民間工事にかかわらず迂回看板に従うよう協力を求めるなどの措置を取るよう福島県と調整をしております。

次に、新地インターチェンジバスストップの利用促進についての1点目、なぜ幅広く広報できないかについてですが、新地町バスストップは本町公共交通ルートの拠点施設として、利用者の利便性の向上を図るため設置いたしました。令和3年4月より南相馬市から仙台市間の高速路線バスの運行が開始され、仙台方面への移動に利用されております。また、東京から仙台間の運行については、国の事業認可を受けている運行业者がありますが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により運行を見合わせている状況です。ご質問にありました幅広い広報につきましては、町の広報紙やホームページにより周知を行っているところであります。高速バス運行业者においても、新聞折り込みやホームページなどで周知を行っております。今後もバスストップの利用促進につきましては、様々な機会を捉え幅広くお知らせしてまいります。

次に、バスストップを新地インターチェンジ背後の工業用地企業誘致の啓発に結びつけるべきではないかについてですが、このたび東北中央自動車道相馬、福島間が全線開通したことから、常磐自動車道と東北自動車道がつながり、交通の利便性が向上しております。新地インターチェンジ周辺の背後地にある新地南工業団地につきましては、今回株式会社ソーカの進出が決定し、全区画において分譲、賃貸となりましたが、現在誘致活動を進めている駒ヶ嶺工業用地、新地駅周辺事業用地、防災集団移転元地や相馬中核工業団地について、当町のバスストップであることの優位性を積極的にPRしながら町内の企業誘致に努めてまいります。

次に、活力ある元気なまちづくりについての1点目、福島県民の健康課題の改善に向けて、急性心筋梗塞、食塩摂取量、喫煙、メタボ、脳梗塞等全国を見ても非常に悪い。その中で、町政の現状と課題はについてですが、町では町民の健康づくりの指針として、第2次健康しんち21計画を策定

しており、令和2年度には計画の中間評価を実施いたしました。中間評価の結果では、男性の脳血管疾患の死亡率が増加傾向にあり、脳血管疾患、心疾患の受診率が県平均より高い状況にあります。また、メタボリックシンドロームでは予備軍をも含めた該当者は減少傾向となっております。また、男性の喫煙率は増加していますが、女性は減少傾向にあり、塩分を控えている人の割合は増加傾向にあります。脳血管疾患、心疾患などの循環器疾患を予防するには、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの危険因子を早期から管理していく必要があります。食事や運動などの望ましい生活習慣を身につけることや喫煙、飲酒などに対しては生活習慣の改善を図ることが基本となります。生活習慣改善の取組の出発点は検診であることから、日頃から生活習慣を整えとともに、検診を受けて健康管理をしていただくことが重要と考えております。

次に、2点目の総合健診と県民の健康課題を結びつけ町民の意識高揚に努力をについてであります。県では県民の健康課題改善のため、健康長寿ふくしま推進事業を全県挙げて推進しております。町でも県や関係機関と連携し、新地町健康づくりポイント事業などを実施しております。引き続き各種健康づくり事業や県、町の健康課題について、健康づくり推進員や地区の組織活動などを通して啓発活動を行うとともに、保健指導における情報提供や動機づけ支援を行い、町民の意識高揚を図り、検診の受診率向上につなげてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ただいまそれぞれご回答をいただきました。再質問を申し上げたいと思います。

まず、大沢峠の通行止めですけれども、間もなく2か月が過ぎるわけでありましてけれども、全然状況は変わっておりません。県の管理でありますから要望するしかありませんけれども、先ほども言いましたように、谷川にも用地が幾分あるのです。残地があって、その現道のセンターラインに例えば高速道路で今4車線化進めておりますけれども、真ん中に鉄の柱を立てまして、その上に網をかぶせて落石等を防止しているわけですが、そういった工法でも取りますと片側通行くらいはできるのだと思います。そういうことで、その必要性を感じさせるといいますか、県は相双建設事務所ですけれども、何かドローンを飛ばして調査をしているようでありまして、もう少し開通に向けて誠意を見せていただきたいと思います。

再度お伺いをいたします。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 だいたいまのご質問にお答えいたします。

発災直後から今八巻議員がおっしゃられたような、答弁にもありましたけれども、仮設材のH鋼を設置をして片側交通をとということで再三、県には要請はしてまいったのですが、話を聞くと、やはり今回崩れた箇所周りもちょっと地盤が緩んでいる可能性もある。それからその深さやどれぐらいの崩落の可能性あるとか、それによってその仮設の工法、落ちてきたものを支える工法の

規模といいますか、そういったものが変わってくるので、単純に調査なしでそういった仮設工法をすることが安全性で問題があるということの回答でありまして、発災以来調査等々を行っておるようでございます。なお、今後とも町としまして、一刻も早い開通を要請してまいります。先月20日に広報配布時にチラシをお配りしたと思いますけれども、6月にも、また県から現在の状況について広報をお願いしたいというところがあります。町としても、そういった情報も常に収集したいという意向も伝えてございますので、今後とも引き続き早期開通を要請してまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 再三要請をしているということでもありますけれども、もう2か月です。2か月をたってもまだ検討しているというような状況なのです。その回答を今いただきましたけれども、安全面からも全面通行止めしていると言いますけれども、だからこそ問題なのだと思います。少しでも皆さんの交通を不便を解消するといいますか、そういう立場に立てば本当に夜を徹してでも開通に向けた努力といいますか、工事ができるのだろうと思います。その辺を再度、再三にわたりと言いますけれども、再度要求して、その必要性を感じていただきたいと思います。

再度お願いします。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 そのように要請してまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひその必要性を感じていただくようお願いしたいと思います。

続いて、30トントレーラードンプのお話ですけれども、これ回答によりますと一時制限値といいますか、一時的な一般的な制限値が20トンまでだというような話でありますけれども、これは町の町道の舗装工事というところの厚さになっているのか、アスファルトの厚さ。その辺をお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 アスファルトの町道の一般的なアスファルトの厚さということでございますが、大体2車線の道路につきましては5センチで、1車線の道路、交通量にもよりますけれども、一般的には4センチで構成されております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 今5センチというようなお話ですけれども、30トンです。総重量にしますと多分33トンくらいはあるのだと思いますけれども、そういったトレーラーが走るわけです。道路が壊れるのは当然です。先ほども言いましたように、菅谷地区、それから113号バイパス辺りは本当に

わだち、たわみいっぱいなのです。そういう状況を考えていただいて、町道が壊れる、これでいいのでしょうか。

再度お伺いします。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 お答えいたします。

町道が壊れることがよいのかという点では悪いです。そのために大きな重量、20トンを超えるような車両が通行する場合は、先ほどの町長答弁にもありましたように、車両の通行許可というものが出されます。これは、主に国道、国に申請がありまして、県とか町の道路、道路法上の道路を関連して通る場合は、国から町のそれぞれの地方自治体に照会があってそこに回答するという流れにはなります。113号等々の大きな道路につきましては、車両通行許可の手続を簡略化できるワンランク上の道路ということで指定されておりまして、通常3週間ほどの申請期間が許可までであるのですが、指定されると3日ぐらいで許可が下りるといような仕組みもございまして、そういった許可制度の中で通行してもらっています。それはなぜかということ、道路の傷み、過積載等々を見逃さないといえますか、そういったチェック体制を取るための一翼を担うということでそういった制度でございしますので、町道のその通行につきましても、総重量20トン以上の車両が通る場合は国から照会が来て、そこで意見を回答して通行していただくという仕組みがございします。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 なかなか納得できないわけですが、一般的制限値では20トンまでというようなことでありますが、特殊車両通行許可制度を利用して通行許可申請をすれば道路構造の厚さなど関係なくて走れるということだと思いますけれども、その辺が問題なのです。ですので、そういったところをもう少し建設事務所にお話をいただいて納得できるような通行をしてほしいと思います。

再度お伺いをいたします。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 お答えいたします。

特殊車両通行許可制度を利用すればどのような道路構造の道路も通れるというものではなくて、しかるべきスペックの道路であればそこを通っていいですよという回答を出すということの処理をしておりますので、例えば舗装構成の薄い町道等につきましては、そういう申請が来た場合はここは通らないでくださいという手法でもって許可をしないというところもありますので、一概にといいますか、道路構造に関係なく通れるということではございません。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 なかなか納得いきませんが、ひとつよろしく啓発等をお願いしたいと思います。

それでは、次に移りますけれども、交通安全は充分かということでもありますけれども、岡地区狼沢地域、南菅谷福田線付近の交通安全ですが、この回答から言いますと、鈴迂線を走りますと大内方面近くになりますと家がいっぱいありまして、紆余曲折なのです。家屋の密集地域を走っているわけでもありますけれども、回答は県と調整をしているということでもありますけれども、この密集地を走るということで、そういう密集地は避けるということになっているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。実際は、大変危険な道路だと思います。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 鈴迂線の宮城県側の部分だと思いますが、宮城県と福島県の相双建設事務所でどういった話をしていたかは承知していませんので、そこは回答を控えさせていただきたいと思いますが、岡地区の部分につきましては、当時南菅谷福田線が先ほど八巻議員おっしゃったように、工事が連続していまして、そこを避けるために林道鈴迂線から笠松原畑線を東に向かってきましてそのまま町狼沢線というところを通して東に、岡地区に進入していた車がありました。私も大分増えてちょっと危険だなと思いましたので、積んでいたものが捨て石だったものですから、相馬港湾事務所にちょっと照会をかけて首都圏の港の工事であることが分かりましたので、福島県にお願いをしましてその発注者に迂回路に従ってください、家屋も密集しているので、ということでつないでいただきまして大分交通量が減った経緯もございます。そういった部分もいろいろ観察をしながら福島県といろいろ調整をしてきたところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 町まで岡のずっと下、道孝前辺りの道路を通っているようなお話をいただきましたけれども、大変交通安全至るところで注意しなくてはならないなと思います。その辺を注意していただきたいと思います。

続いて、新地インターチェンジバスストップの利用ですけれども、回答はコロナ感染症によって運行を見合わせているというような回答でありますけれども、現地、実は昨日も見たのですが、そんなこと全然書いてないのです。いや、町長のご挨拶かな、あったのですけれども、一方でそういった4月から広報して運行していると言いながら、現状はコロナウイルスで運行していない。だから、こういうちぐはぐな状況といいいますか、対応では本当に地域は困るのだらうと思います。利用する人は、そういうものを何にも書いていなければ利用しようと思ってその時間に来るわけです。でも、実際は走っていない。こういう状況が出てくるのだらうと思いますが、再度お伺いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 ちょっと私のこの答弁の中で勘違いをされているかもしれませんが、南相馬から仙

台間は運行しています。今言ったコロナウイルス感染症の関係というのは、東京から仙台間というそういう位置づけですので、それは運行していないということで、運行していますという広報もしていませんので、その辺はひとつ勘違いないようにお願いします。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 そうであればいいのですけれども、この回答をいただいて私はそんなふうに感じたのですけれども、了解です。

それで、やはりもう少しバスストップのその利用に皆さん方に利用していただくのが本筋でありますので、現地にステッカーを貼るとかやって利用促進を図っていただきたいと思います。

そして、バスストップの背後の企業誘致の啓発でありますけれども、中核工業団地の西、東地区、それからLNG関連基地企業の相馬港4号ふ頭の控える新地インターチェンジをさらなる活用に大いにこのバスストップの活用を図るべきであります。西地区には、11団地で20町歩の用地、それから東地区にも1団地9.4ヘクタール、合計しますと12団地で29.6ヘクタールの工業用地があるわけであります。こういった用地を活用してここにバスストップがあるのだというようなそういう優位性、そういうものを発揮してほしいと思います。

再度お伺いをいたします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 答えいたします。

今議員からご質問いただきました。今現在町の広報紙とかホームページで周知しておりますけれども、いろいろな機会を捉えてさらに周知していきたいと思っております。

それから、相馬中核工業団地の西、東地区、それから町内工業用地もございますので、そういった進出を希望されている事業者の方々にもこういった新地町にバスストップがあるのですということを周知して企業誘致努めていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ひとつよろしくお伺いをいたします。

続きまして、県民の健康課題の改善に向けて町の状況をお話を伺いましたけれども、令和2年の3月に健康づくり21ができていますわけでありましてけれども、急性心疾患、脳血管疾患、死亡率は減少、メタボについても減少あるいは減塩の知識を深めて薄味習慣を身につけ摂取量を減らす。また、成人の喫煙率の減少に努力するというような内容になっております。ぜひこういった計画の達成をするように求めたいと思います。

課長にお伺いをいたします。

○遠藤 満議長 菅野正浩健康福祉課長。

○菅野正浩健康福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

町民の健康づくりの指針としまして、第2次健康しんち21計画の中間見直しを行いまして、令和2年度に新たに見直しを行っております。この中で、それぞれ目標値を掲げて健康づくり事業等に取り組んでいくこととしておりますが、健康を守るためには町民一人ひとりの意識はもちろんのこと、家庭、職場、行政機関のそれぞれが役割を担い、課題解決に向けて一体となっていくことが必要となります。改訂版では、健康課題に対する目標を設定しまして、個人、家庭での取組、地域、行政での取組を具体的に提示することによりまして町民が健康づくりに取り組みやすくなるように健康づくり支援を努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 回答をいただいたわけですが、中間評価の結果ですが、脳血管疾患の死亡率は増加傾向にある、女性は減少している。心疾患は、男性、女性ともに減少傾向、メタボ減少、男性の喫煙率は増加していますが、女性は減少傾向になっていると。そして、塩分を控える人の割合も増加傾向にあるというようなことであります。当町のこうした疾病改善のために成人病、総合健診の向上のために努力をしておりますけれども、それぞれの事業をしっかりやっているわけであり、充実をした事業になっていると思います。しかしながら、こういった総合健診、それから健康課題、こういったものを結びつけて健康づくりの意識高揚にも結びつけていただきたいと思います。今健康長寿ふくしま推進事業とか健康づくりポイント事業などお話をいただいたわけですが、それぞれ同じ目標に向かって事業をやるというような意識で受診率の向上につなげていただきたいと思います。

課長に再度お伺いをいたします。

○遠藤 満議長 菅野正浩健康福祉課長。

○菅野正浩健康福祉課長 ただいまの質問にお答えします。

町では、総合健診時の事後指導をはじめ、メタボ教室の開催、それから特定保健指導の実施等各種事業に取り組んでおります。先ほどもお話しさせていただきましたが、課題解決に向けて家庭、職場、行政機関が一体となって取組を行うということで、それぞれ各種保健事業の機会に合わせてただいまの県の健康課題、それから町の健康課題を広く啓発して事業を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 これからいろいろ各事業の展開に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後ですが、今年は第2期の復興創生期間の初年度であります。そして、令和12年を見据えた第6次総合計画前期計画の初年度であります。これから実施計画が出てくるわけでありませ

れども、新しいまちづくりを目指して将来を見据えた積極的なまちづくりを期待いたします。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○遠藤 満議長 これで5番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時47分 散 会

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和３年第４回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第３号）

令和３年６月１５日（火曜日）午前１０時開議

第 １ 一般質問

７ 番 寺 島 浩 文 議員

- １．移住定住人口増加に向けた取組を

６ 番 藤 田 修 議員

- １．コロナワクチンについて
- ２．福田定住住宅地について

１０番 井 上 和 文 議員

- １．防災の取組みについて
- ２．県道赤柴中島線の早期改修について
- ３．新地高校統廃合について

出席議員（１２名）

１番	藤田	修	議員	２番	寺島	博	文	議員
３番	齋藤	充	明	議員	４番	水戸	洋	議員
５番	八巻	秀	行	議員	６番	吉田	博	議員
７番	寺島	浩	文	議員	８番	目黒	静	議員
９番	菊地	正	文	議員	１０番	井上	和	議員
１１番	三宅	信	幸	議員	１２番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	菅野	正浩
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	岡田	健一
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	目黒	佳子

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	菅野	智佳
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いいたします。

通告順に発言を許します。

7番、寺島浩文議員。

〔7番 寺島浩文議員登壇〕（拍手）

- 7番寺島浩文議員 おはようございます。受付順位5番、自席番号7番、寺島浩文です。さて、全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、新地町では現在まで4人の感染者が出ております。ただ、この数字は全国的に見ても非常に少ない数字だと思います。今後も、新たな感染者を出さないような予防対策の啓発と計画的、かつ迅速なワクチン接種を進めていっていただきたいと思います。

また、2月13日発生の福島県沖地震では、町内でも多くの住宅被害が確認されました。修繕にはいまだに手つかずの住宅も多くあります。町としても、様々な支援策を打ち出していただいておりますので、今後も住民に寄り添った支援をお願いしたいと思います。

さて、あの未曾有の大災害、東日本大震災から10年と3か月がたちました。そして、3月には今後10年間のまちづくりの指針となる第6次総合計画が策定され、様々な施策が打ち出されております。この施策を推進していく目的は、将来の町の人口です。人口イコール地域の活力です。特に生産者年齢人口の確保は、地域コミュニティーを守る上でも重要な意味を持っております。しかし、第6次総合計画の10年後の人口フレームは7,700人です。全国的に少子高齢化が進み、人口が減少している今の時代では、このぐらいの減少は仕方がないと思います。しかし、先ほども言いましたように、地域の活力を維持、または上げていくためにも、目標人口7,700人ですけれども、移住、定住人口を増やし、この数字以上の人口を目指すべきだと思います。新型コロナウイルス感染症の収束もいずれはやってきます。今後移住、定住施策を強力に推進し、人口増を目指すべきだと思いますので、町の考えをお伺いしたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問に入ります。件名1です。移住定住人口増加に向けた取組をということでお伺いいたします。現在町では様々な移住、定住促進施策を行っておりますが、思ったような成果は出ていないと思います。これは、全国的にもどこも同じだと思います。ほかの地域から

移住し、その地に定住してもらうということは、非常にハードルが高いことだと思います。そこで、総合計画10年のスパンを見て、まずは新地を知ってもらう施策から始めるべきだと思います。どんなよい施策を打ち出しても、まずは新地がよいところだと知っていただくことが第一歩、ここが重要だと思います。そのためには、新地に来ていただく交流人口、そして新地と関わりを持つ関係人口を増やす施策を打ち出すべきだと思います。

そこで、1つ目の質問ですが、交流人口の拡大のための一歩として、町観光協会が駅前の観海プラザに移り、観光案内所を開設しました。観光協会強化のために向けたものと期待しましたが、頭になる方は事務局長ではなくて観光専門官という肩書でした。また、観光案内所は、観光客が少ない平日のみの開設というとてもちぐはぐなものでした。これは、恐らく現場スタッフの人員、あるいはスキルの問題だと思います。こういったところを見ても、観光協会の強化はまだ先のようにです。以前の一般質問で観光協会を強化し、将来的に独立させ、各施設の指定管理者とすることも考えられるということでした。今回観光協会を駅前に移し、観光案内所を開設しましたが、今後どのように観光協会を強化していくのかお伺いいたします。

次に、質問の2番ですが、駅前に観光案内所を開設したからには、当然観光客はやってきます。訪れた観光客にいかにも新地の魅力を伝えられるかが重要です。そのためには、訪れた方の希望や要望に合った観光ルートを紹介することが必要です。電動アシスト自転車のレンタルも開始され、管理は観光協会で行うと伺っております。こういったことから、アフターコロナに向けて魅力ある町内観光ルートの整備を急ぐべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、質問3です。現在行っているふるさと納税を活用して、返礼品に新地での移住体験ツアーを募集してみてもはどうでしょうか。新地にふるさと納税をする方は、少なからず新地に関係のある方、関心のある方だと思います。返礼品ですから、例えば納税額に応じ交通費、宿泊費の負担を行って新地に来ていただき、より新地を知っていただく機会にすれば、移住への期待は高くなっていくと思います。宿泊は、前の一般質問でもご提案したように、空き家や公営住宅の空き部屋を活用すればいいと思います。考えをお伺いいたします。

質問の4番です。ふるさと納税の活用目的をはっきりと示したクラウドファンディング型にしてはどうでしょうか。町の目的をはっきりと示し、共感を持っていただくことができれば、ふるさと納税の金額を増やせますし、新地に関心を持っていただけます。そうすれば、自然に交流人口、関係人口にもつながっていくと思います。活用する事業を検討して、クラウドファンディング型ふるさと納税を推進すべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

質問の5番です。昨年から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により今地方に目が向けられております。要は人口密度が低く、密になりづらい。そして、IT環境さえ整備されていれば、テレワークという働き方もできます。現に地方にサテライトオフィスを開設する動きや、ワーケーションという地方を旅行しながら仕事をするというスタイルも増えてきております。交流人口、関係人

口を増やすためにも、町でも増えてきている空き家、空き店舗などを活用し、サテライトオフィスやシェアオフィス、また交流拠点施設、滞在型体験住宅の整備を進めるべきだと思います。考えをお伺いいたします。

質問は以上でございます。答弁よろしくお願いします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 7番、寺島浩文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、移住定住人口増加に向けた取組の1点目、観光協会が駅前観海プラザに移り、観光案内所が開設された。今後どのように観光協会を強化していくのかについてですが、新地町観光協会の観光案内所につきましては、新地駅前の複合商業施設内に5月31日に開設いたしました。今回開設するに当たり、観光協会の事務局員を3名から1名増員し、観光案内所に現在事務局員4名が常駐しています。まだ開設し間もないことから、業務が本格稼働しておりませんが、事務局員を増員することで観光協会の事業である観光に関する紹介と宣伝、観光資源の開発、観光に関する調査研究と事業の実施、観光関係機関、諸団体との連絡及び情報交換を充実させてまいります。

次に、レンタサイクルなども整備される。アフターコロナに向け魅力ある観光ルートの整備を急ぐべきではないかについてですが、町内観光ルートについては、平成28年度に鹿狼山登山を中心とした町の魅力満喫モデルコースを3コース開発しております。また、東日本大震災後に青森県八戸市から福島県相馬市まで海岸線を中心にみちのく潮風トレイルも設定され、愛好者の方のトレッキングコースになっています。現在町内を散策する気軽な移動手段として、レンタサイクル事業の実施に向け準備を進めております。新地町観光協会を事業主体とし、新地駅前に開設した観光案内所を拠点に実施すべく具体的な実施要領等について検討しているところであります。また、UDC新地の活動の中で、東京大学大学院新領域創生科学研究科の学生の皆さんが町内を自転車で散策するコースを研究しています。大学院の多くは外国人であり、外国人から見た日本の魅力ある風景を取り入れたものとなっています。現在そのような研究成果も取り入れながら町内観光資源の洗い出しも行い、海、里、山を連携させた魅力ある観光ルート整備について検討を進めているところでもあります。あわせて、空からの鳥の目線での町内のPR映像などについても、町観光案内所で放映するための準備を進めているところでもあります。

次に、4点目のふるさと納税を活用し、返礼品に移住体験ツアーを募集してはどうかについてですが、ふるさと納税制度は、ふるさとや応援したい自治体に寄附することで納税者が住民税などの控除が受けられる制度で、平成20年度に創設されました。また、自治体としても自ら財源を確保し、様々な施策を実現する上で重要な役割を果たす制度であります。当町においても、平成20年度から取り組んでおり、今年2月からはインターネットを通してふるさと納税ができるふるさと納税ポータルサイトを活用したふるさと寄附金の受付を開始したところであります。福島県沖地震の災害支

援としてのふるさと納税も多くあったことから、今年2月から5月までの4か月間での新地町ふるさと寄附金の受付は337件、1,763万9,506円と例年よりも着実に寄附が伸びている状況であります。また、返礼品につきましては、お米や農産加工品などの食品だけでなく、町内宿泊施設の宿泊券なども追加し、返礼品のメニューを拡大しているところであります。このような状況の中で、移住体験ツアーについては事業化されておりませんので、まずは内容の詳細な調査研究が必要と考えております。現在設けている返礼品も全て既存の商品、製品などで、市場で安定供給の実績があるものを採用しております。今後も、移住体験ツアーに限らず、内容や品質が確立されたものを返礼品として採用するという方針でふるさと寄附金事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のふるさと納税の使い道を明確にしたクラウドファンディング型にし、関係人口の増加を図るべきではないかについてですが、クラウドファンディングとは一つの具体的な事業とその事業費を明示して、それに対して賛同していただける方から寄附等を受けるというものですが、民はもとより官においても、事業の財源、資金調達の一つの手段として普及し始めております。現在町のふるさと寄附金では、寄附金の使途は総合計画に掲げる施策や事業を指定してもらう形で、寄附者の意向に沿った活用を図っております。クラウドファンディング型にした場合、対象となる事業やプロジェクトを選定し、寄附金の目標額と期限、詳細な事業の内容と目的を明示する必要がありますので、全ての寄附金をクラウドファンディング型にすることは、ふるさと納税には適さないものと考えております。まずは、現行方式でインターネットのポータルサイトを活用しながら町のPRを積極的に進め、寄附額と関係人口の増加につなげてまいりたいと思います。今後特徴的な事業やプロジェクトを行う場合に、クラウドファンディング型も検討の一つとして考えてまいりたいと思います。

次に、5点目の新型コロナウイルス感染症の影響により地方に目が向けられている。テレワークが進み、サテライトオフィスの開設やワーケーションという働き方も増えている。空き家等を活用したサテライトオフィス、シェアハウス、交流拠点施設や滞在体験住宅の整備を行い、受入れ態勢を整え、交流人口、関係人口を増やすべきではないかについてお答えをいたします。令和2年3月定例会においても答弁させていただきましたが、空き家を活用した様々な利活用については、空き家所有者の意向を確認する必要がある、空き家バンクに登録する理由として、大半の方が自分で経費をかけてまで維持管理することができないことを登録の理由に挙げていることから、リフォーム等の経費をかけてまで貸出する考えの方はいないと考えられます。また、登録されている空き家は、現状で利活用することは難しいため、サテライトオフィスやシェアハウスに改修する経費も出てきます。今後も、空き家利活用に向け登録希望者に対し様々な利活用の情報を提供し、利用者ニーズに沿った登録を行うことができるよう継続的に広報活動をしてまいりたいと考えております。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 それでは、再質問させていただきます。

1つ目の観光協会の強化ということで、ご答弁では観光協会が今やっている事業、それをより充実させるというご答弁でした。それは、強化するという意味であれば、独立させるというのは当たり前前の話だったと思うのです。その具体的な中身というのはどのようなものなのでしょうか。例えば前にも質問しましたがけれども、独立させて権限を持たせて観光協会に指定管理をやってもらうとか、そういったところというのは、具体的な強化の中身です。その辺はどのように考えているのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

観光協会の組織的な独立強化ということのご質問でありますけれども、以前もお答えしましたとおり、今事務局は町、事務局長は私でありますけれども、将来的には町からその観光協会が独立して、そちらでいろんな施策と企画運営できるようにしたいと思って考えてございます。まずは、今回駅前に観光案内所設置いたしまして、事務局員も1名増員したと、そういった状況でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 私の質問だって、恐らく駅前に移ったというのは、本当に強化に向けた第一歩なのだと思います。ただ、観光協会の強化、これを施策として今後進めていくというのであれば、やっぱり全てにおいて目標値、数値目標とかを決めて施策を推進していくべきではないのでしょうか。今言った独立の話にしても、何年後に独立させるのか、あとは観光客を何人そのとき呼び込むのか。観光入り込み客数何人を目指すのかとか、あと経済効果どのくらい見込めるのか、こういったものを数値目標決めてやっていかないとだらだらといってしまうので、やっぱりそこびしっと決めて、ここに向けて取り組んでいかないといけないと思うのですけれども、その辺は考えていますでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 今ご質問いただきましたけれども、そういった入り込み客数とか、あと独立に向けての何年後先とか、そういった数値目標だと思いますけれども、そういった部分も事務局員も増やしておりますので、今後具体的にそういった数値目標についてもいろいろ考えていきたいと思ってございます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 先ほども言ったように、この施策としてそれを進めるのであれば、やっぱり何年までにとすることは数値目標となって当然だと思いますので、それを早急に決めていただいて、それに向かって進んでいただきたいと思います。

次の2番目の質問です。今現在先ほどの話ですと、よくある様々な観光ルート整備しているとい

うことでした。それは、本当に新地の魅力を拡大させるという意味ではとても大切なことだと思います。特に外国人から見た魅力ある観光コースを整備しているという話もございました。ということは強化し、今後はインバウンドにも積極的に取り組むということによろしいのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 インバウンドの取組でございます。先ほど町長からの答弁で、東京の大学院生、外国人の方が多くて、そういった目線でいろいろご提案いただいております。今後新型コロナウイルスの影響もありますけれども、国内、国外問わず、広く新地町の魅力を発信していけるような事業にしていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ぜひ、コロナの収束は間違いなくやってきますので、それに向けてやっぱりインバウンド、それも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

インバウンドの取組ということは、新地の魅力を外国人に伝えるためには、観光協会資格のスキルアップなんかも必要になってくるのではないかと思いますのですけれども、これは質問1の観光協会の強化ということにもつながるのですけれども、その辺りはどのように行っていくのでしょうか。

特に言葉の部分とか、その辺どのように考えているのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁の中にもありましたけれども、町内の観光資源の洗い出しを始めておりますので、そういった部分を整理をして、観光協会の事務局員内でそれを共有して、皆さん知識を高め合っていて、そういったことでスキルアップをやっていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 観光協会の強化、いろいろありますけれども、この2つのスキルアップというのは非常に大切だと思いますので、恐らく今のお話で、それどういうふうにしてやっていくか決まっていないのだと思いますけれども、ぜひやっぱり、特に言葉、いろんな方が来られることも予想されますので、言葉の部分をしっかりと対応できるようにお願いしたいと思います。

次、質問の3のふるさと納税の移住体験ツアー募集の件ですが、ご答弁ではこの移住体験ツアーという、それに取り組む事業自体が今のところないというお話でした。ふるさと納税は総務課の担当でしたか。移住体験ツアー、これを考えていくのはどちらの課になるのか。企画振興課でしょうか。私は、この新地を知っていただくというためにも移住体験ツアーというのは必要だと思いますけれども、担当課ではどのように考えていますでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 移住体験ツアーが必要かどうかということでございますけれども、先ほど町長話したとおり、今のところ事業化はしておりませんが、今後先進事例も含めまして調査研究していければと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 少し検討していただいて、何度も言いますけれども、新地のよさを知っていただくにはやっぱり新地を知っていただかなければいけないと思いますので、検討してください。

これ事業化されれば、総務課でもこれ取り入れるというあれでよろしいですか。されればいい。どうですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 ふるさと寄附金は、総務課で所管をしております。その返礼品等につきましても、今随時拡大をしておりますので、この移住体験ツアーにつきましても、事業化がされた段階でそれが適切なのか、また寄附者にとっても非常に魅力のあるものになるのかどうかというのをきちんと精査をしながら、その都度判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 しっかりと精査して、ぜひ返礼品に移住体験ツアーを考えていただければと思います。

4番のふるさと納税のクラウドファンディング型ですが、答弁の中でやっぱりそれも考えられるのだと思います。ただ、私最初の質問で言いましたけれども、それに適する事業というのもある部分だと思います。事業に賛同していただいて、ふるさと納税をしていただければ、その新地へ行ってみようとか、関わりも強くなるのだと思います。ここでちょっとお伺いしますが、先ほどその適する事業の話がありました。それは、どのようなところを考えていらっしゃるのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 クラウドファンディングですけれども、実施するためには資金到達目標を設定して、それを達成して、それから事業を立ち上げるということになります。事業を立ち上げるためには、そういった資金提供をいただける方の賛同が得られる事業でないといけないとそもそも成立していないということでありまして、現在具体的に検討しているものはありませんけれども、今後新しい事業を構築する際、第6次総合計画に掲げている事業が推進できるようなものを、ちょっと具体的にはまだ、その都度考えるということになるかと思いますが、そういった部分をするための財源の確保とか、資金調達の手段としては有効でありますので、今後検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 具体的には考えていないという話ですが、適する事業ということですから、少しは恐らく執行部も頭にあるものだと思います。私の考えとしてお話ししますが、やっぱりこの釣り公園の区画を増やすとか、これ私前話しましたけれども、釣り公園の区画を増やす。あるいは、オートキャンプ場の区画を増やす。パンプトラックの観光席の整備とか、こういった事業が恐らく賛同しやすいと思いますので、そうすればそこを拡大すれば、そこに行ってみようかというお話、人も出てくると思いますので、そうすれば交流人口、関係人口も増えると思いますので、ぜひそういったところの部分を検討していただければと思います。後がないでしょうから、これはご提案にします。

5番目です。空き家の問題、空き家対策とこの交流人口、併せて考えるということでご提案しているのですが、空き家、先ほども所有者の意向の問題とか、いろいろあるので、非常に難しいということは前回も聞いております。しかし、やっぱり今コロナ禍の中、地方に人を呼び込むチャンスだと思います。最初に言ったように、新地への移住を検討していただくためには、新地への関わりを持ってもらうことだと思います。新地は田舎であっても、田舎で自然豊かなところですが、交通の便は決して悪くありません。常磐道が通り、首都圏までつながっておりますし、JRが通り、仙台まで50分、仙台空港までは車で30分ぐらいで行ってしまいます。自信を持ってサテライトオフィスやシェアオフィス、またワーケーションという働き方をお勧めできるのではないのでしょうか。そして、新地に関係持っていただくことが将来的な移住、定住人口につながっていくと思います。いろいろ財源の問題とかもあるというお話でしたけれども、国でもいろいろ新事業も出ているようです。例えば地方創生テレワーク交付金とか、いろいろ出ているようですから、そういったものを活用しながら、町にとって必要なこと、町に活力を維持するためにも、人口を維持することに本気で取り組んでいっていかないと私はいけないと思います。再度考えをお伺いします。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまの空き家のご質問でございますけれども、先ほど町長の答弁にありましたとおり、所有者の意向が一番重要だと考えてございます。先般所有者の方にアンケート等取ってございまして、どういう考えでいるのかということをお尋ねしているところでございますけれども、一番多いのは時々過ごすための家とか、そういったものもありますし、あとはその管理なんか数か月に来ているというような話が多くて、まずその空き家バンクに登録するという意向がなかなか難しいとちょっと考えているところでございます。

今ご提案がありました財源等につきましては、移住者の方の支援の策の助成事業ではございますけれども、まずはそれらの手当てができる住宅、そちらの確保が必要であると考えておりますが、先ほど答弁ありましたけれども、継続的に所有者の方に空き家バンク登録をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 難しいのはもう何度もやり、分かってはおりますが、やはり必要なことでもあります。ぜひ所有者の方にこの町の考えしっかりと伝えていただいて、ぜひこういった形で活用したいのだということもお話ししていただいて、あとはいろんな補助メニューも使いながら、やっぱり空き家問題と移住、定住につなげていく施策、この辺をしっかりと今後取り組んでいていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○遠藤 満議長 これで7番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を続けます。

1番、藤田修議員。

〔1番 藤田 修議員登壇〕

○1番藤田 修議員 受付番号6番、議員番号1番、藤田修でございます。私は、2件のご質問と5点の質問がございます。

1番として、コロナワクチンについて、現状のワクチンの在庫状況と、在庫予定の本数と時期を伺います。

2番、新地町では1日当たり何人接種をできるのか。

また、キャンセル分のワクチンはどう処理するのか伺います。

3番目、コロナワクチンの接種スケジュールを年齢別に提示していただきたい。

また、町民全員の接種完了予定日はいつか伺いたい。

2番目、福田定住住宅について、1点、2020年8月に12箇所の宅地を分譲し、2021年6月現在は5箇所分譲済みとなっている。販売当初の完売予定、予想と現状の売行きについて町長の考えをお伺いしたい。

また、完了するための計画を伺いたい。

以上でございます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 1番、藤田修議員の質問にお答えをいたします。

初めに、コロナワクチンについての1点目、現状のワクチン在庫状況と在庫予定、本数、時期についてですが、ワクチンの市町村への配分は、2週間ごとのサイクルで国から県に配分され、県から市町村へ配分されます。当町では5月2日に1箱、975回分、5月18日に2箱、2,340回分、6月1日に1箱、1,170回分、合計4,485回分が入庫されております。今後の予定については、6月17日に2箱、2,340回分、6月28日の週に1箱、1,170回分が入庫予定となっております。引き続き、県

に対して要望を行い、接種に必要なワクチンの確保に努めてまいります。

次に、2点目の1日当たりの接種人員、キャンセル分のワクチンの処理についてですが、集団接種については、午後1時から午後5時まで医師2名の2レーン体制で行っております。接種初日の6月11日は、65歳以上の高齢者を対象に183人の接種を割り当てておりましたが、7人が高血圧、届けなしキャンセルが3人あり、ワクチンの廃棄を防ぐため、急遽7名の職員に接種させ、当日は180名の接種となりました。65歳以上の方の1回目の接種については、医療機関と協議の上、1日当たり2レーン、合わせて200人で日時の指定を行っております。その後の接種については、65歳以上の方の1回目の状況により、1日当たりの接種人数を増やして早期完了に努めてまいりたいと考えております。

また、当日キャンセルがあった場合には、希釈するワクチンの量をバイアル単位で調整し対応しますが、それでも余剰が出た場合には、ワクチン接種業務従事者として町職員で対応してまいります。

次に、3点目のコロナワクチンの年度別の接種スケジュールであります。町民全員の接種完了予定日についてですが、65歳以上の方の接種を6月11日より開始、2回目終了が7月17日を予定しております。16歳から64歳以下の方については、基礎疾患を有する方と60歳から64歳までの方を6月28日から開始、ワクチンの供給状況にもよりますが、8月下旬には希望者全員の集団接種を完了する予定であります。

次に、福田定住住宅についての1点目、2020年8月に12箇所の宅地を分譲し、2021年度6月現在は5箇所が分譲済みとなっている。販売とその完売予想と現状の売行きについてですが、福田定住住宅の分譲地については、一定の条件をつけて販売しております。具体的には、新婚世帯や15歳未満の子どもを養育している子育て世帯、夫婦の満年齢の合計が80歳であることなどですが、こういった世帯が5区画を購入し、うち4件が建築工事に入っているところであります。行政計画時には、住宅の建設需要もあり、最大で280万円の建築補助や各種助成事業を組み合わせることにより、早い時期に完売するものと想定しておりました。しかしながら、現在は7区画の空きがある状況にあり、その販売に対応し、何らかの対策を講ずる必要があると考えております。

2点目の完売するための計画を何うについてですが、現在分譲区画の契約数は5件となっており、造成完成後の早々に震度6強の福島県沖を震源とする地震が発生したこと、新型コロナウイルス感染症など住宅建築や移住にはマイナス要因が生じているため、なかなか難しい状況であると考えております。こういった状況下ではありますが、人口増加に向けた移住、定住を行っている事業でありますので、建築補助の各種助成事業や関係各課と連携を取りながら、子ども医療費助成や保育所の食費の無償化等など町のPRを積極的に行い、チラシ配布など購買意欲をかき立てて完売に向けて努力してまいりたいと考えております。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 まず、コロナ接種から伺います。コロナ接種の1、2に関しては数字の問題で、これは明確になっておりますので、再質問は控えさせていただきます。

3番について、この希望者総数というのは何名でしょうか。これ12歳以上の総数でお答えください。

○遠藤 満議長 菅野正浩健康福祉課長。

○菅野正浩健康福祉課長 ただいまの質問にお答えします。

初めに、65歳以上の方の希望者につきましては、現時点で2,428名となっております。こちらは、集団接種対象者となっております。続きまして、基礎疾患の方が756名、それから60歳から64歳までの方が280名となっております。それから、59歳以下の方につきましては、17歳から意向調査を行っておりまして、16歳につきましてはまだ意向調査を行っておりませんので、該当者全員ということになりますが、合わせて2,104名となっております。それから、15歳から12歳までの方につきましては、今後意向調査を実施する予定としておりまして、該当者につきましては、中学生が222名、小学生が12歳の方で64名、うち7月12日までに誕生日が来る方が15名という状況になっております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 3番も、数字が分かりましたので、コロナワクチンについてはこれで終了したいと思います。

2番、福田定住住宅、これ政治的なものもあって造ったという経緯は分かるのですが、この初めの販売予定というのはどういうふうに立てておりましたか、それをお聞きしたいと思います。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 福田定住住宅の販売計画ということだと思いますけれども、当初は安くということで、土地の鑑定等々はしているわけでございますけれども、それに付加価値としまして、建築費の補助というものを町単独事業で事業化しておりまして、さらに県事業、そちらの県内等の方の移住者のための建築の補助ということで、そちらも組み合わせた形の助成の体制にしてきたところでございます。

町長の答弁にもありましてとおり、我々も最初は売行きが完売に向けた数字は出るのではないかなと想定はしていたところでございますけれども、現在のとおり5区画の分譲という形になっているところでございます。当初の販売計画というのは持っておりませんで、先ほど申し上げましたとおり、完売に向けた形にいくのではないかと想定はしていたところでございますけれども、おおむね3年で完売できるのではないかと想定していたところでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 今お話があって、いろいろこれは皆知っていることで、補助等々あります。こ

れは分かった。あんなので売れるお考えになったのは、初めに計画とあって、その計画の中で例えばチラシを配る、企業を訪問し、企業の従業員の他府県に住んでいるのを新地に宣伝をし、買ってもらう等々の説明は委員会ではあったと思います。だけれども、この基になる計画がないものをどうしてやっていくのか。特に福田定住住宅は、金額が1億1,200万円という金額を投資して12戸を販売している。ですよね。それと、まだそこに280万円いろいろ加えて、最高280万円の補助を出しますというような特別な政治的配慮によって造ったものであって、それは3年をめどに売れますという初めて聞いた話であって、委員会ではある議員がこの12戸の販売は大丈夫でしょうねという話は出たと思います。それと、またある議員からは、これは金額が安くなっても固定資産税が入ってくるので、ペイペイができますというようなお話を聞いて私も賛成しました。しかし、この6戸を3年間残ります。3年で売ればいいけれども、また残ります。固定資産税は入らない。余計な管理費はかかる。まして、委員会ですぐ売れるようなお話をされたと思いますが、これは聞き違いならごめんなさい。これは、何にも想定ない時点で売れませんでした。コロナがありました。地震がありました。だから、どうしますかということをお答えください。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問でございます。12区画中7区画が今残っているということがありまして、整備した我々としても、このままでいいと考えているわけではございません。今年度、新年度早々に販売計画を立てる予定ではございましたが、それよりも優先するような業務がちょっとできてしまいましたので、なかなかそちらに着手できないような状況になってございます。しかしながら、今優先されている業務をおおむね見込みがついてきましたら、そちらの計画を策定をしていきたいと考えているところでございます。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 意味が分かりました。しかし、私言っているのは、20年の8月に販売、この時点での計画は何もなしに、やみくもにやれば売れると考えられたのか。また、計画いうものがあって、よく民間ではP D C Aと、使って売れるまで回していくのだけれども、そういうものがなかったのか、あったのか、お答えください。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 具体的な計画書というものは持っておりませんでしたが、先ほど申し上げましたとおり、いろんなソフト面の手当てをしていこうということと、また金銭的な面で何かしらできるのではないかとというような戦略といいますか、そちらは持っておりまして、そういった面で完売に近づけていけるのではないかと考えておりました。

実際その8月にも説明会実施しておりまして、契約には至っておりませんが、かなり多くの来訪者がいらっしやいまして、中身確認していただいたところもございます。今後も、そういった取組していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1 番、藤田修議員。

○1 番藤田 修議員 つくっていないものは、今さら言っても仕方がないもので、今後つくるに当たって、販売予定計画のことですが、これを何年計画でお立てになる。例えば3年、5年、10年、私から言えば、早く販売を完了するというのを目的にして計画を立ててほしいということと、もう答え言ってしまう。売れなければ売れないで、売れるまで土地を眠らせておけばいいというような、3年でも、5年でも残れば残ったで仕方ないという考えは、ただ税金の食い潰しであるということ覚えてください。ちゃんとした計画を立てた上で、実行、評価、改善、これが企業でいうPDCAをやっていただいて、今後早くこの物件を処理し、また6次計画であるように、人口フレームが落ちてくるのだから、それに対応できるように頑張って計画を立てて販売するというのを念頭に置いてやっていただきたいと、これをもって質問は終わります。

○遠藤 満議長 ここで1 番、藤田修議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時05分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員 最後の質問になりました。大震災から10年目となる今年2月13日に震度6強の福島沖地震に見舞われ、昨日の話もありましたが、新地町は特に大変な被害を被り、その全貌も調査中とのことで、復旧途上の中にございます。国の地震調査研究推進本部の長期評価では、マグニチュード7から7.5クラスの地震が発生する確率は、宮城県沖で30年以内に90パーセント以上、福島県沖で30年以内に50パーセント以上と見込まれているようでございます。今朝のニュースでも、全国各地で異常気象の様子が流れておったわけですが、地球温暖化も叫ばれる中で依然災害も多発しており、住民の命を守る防災の取組、進まない県道の復旧、さらに1万人を超す反対署名を集めた新地高校統廃合問題について町長のご所見を伺いたいと思います。

最初に、防災の取組についてお伺いをいたします。令和元年の台風災害、今年の地震、また福島伊達地方の桃や山形のサクランボなど開花期に低温が直撃し、品種がほぼ全滅するなどかつてない深刻な被害があったようです。今気候変動の影響で台風や低気圧が地域を襲い、災害の発生確率が高くなっていると実感しております。内閣府では、避難情報に関するガイドラインを示し、従来の避難勧告を廃止、5月20日から警戒レベル4で避難指示に一本化し、全避難、警戒レベル3で高齢

者等避難とされました。ただ、町民が分からないのでは意味がなく、災害弱者も含め情報共有が極めて大事だと思っております。新地町防災計画は、平成26年に改正され、ハザードマップは令和2年度の3月に公開をされたわけであります。また、防災訓練は令和2年、元年は台風やコロナで中止をいたしましたわけでありますが、以前は年に1度ずつ相双地方、あるいは駒ヶ嶺地区等々で実施をしてまいりました。コロナ禍ではあっても、災害は忘れた頃にやってくるという格言もあり、新しい避難指示を含めた情報共有、防災計画に基づく訓練などどのようにお考えでしょうか、ご所見をお聞かせください。

次に、消防団の充実と支援についてお伺いをいたします。新地町消防団は、平成29年から定員を305名とし、昼夜を分かたず災害や火災等に出動し、活動していただいております。全国的な課題として、入団する人が少ない、団員数の減少という問題が出ているようです。新地町消防団も同様で、もう何年も新入団員が入ってこないといった班等もあると聞きました。新規加入が少ないために、団の平均年齢は平成23年の36.3歳から令和2年は40.4歳と上がり、50代以上は17人から36人と増えているようです。また、就業形態、いわゆる勤め先も、定数から見ると約半分弱が町外になっているようです。今地球温暖化、地震の多発など、火災だけでなく災害出動の機会が増えていることから、消防団の充実、強化が求められていると思います。そのためには、処遇改善をはじめ支援も充実しなければなりません。令和元年12月13日、消防庁長官の通知が出され、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団について、地域防災力の充実強化に向けての取組として、1、地域防災力自己診断カルテの活用による議論の創出、2、地域防災力充実強化法に基づく地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を定めること。消防団の充実強化として、1、経常的な目標設定、2、団員の計画的な確保と質の向上、3、消防団職員OBや団員OBを活用する大規模災害団員の導入を図ること。これは、令和元年4月1日で全国501市町村、全体の約29パーセントが採用しているようでございます。その他、女性、学生、事業所、団体、公務員など多様な人材の活用を図るとともに、処遇の改善について地方交付税単価、年額報酬3万6,500円、1回当たりの出動手当7,000円を踏まえ、年額報酬や出動手当を引き上げること。また、支給方法について、消防組織法第23条の規定に基づき、年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給することとされておるようです。また、消防団員は非常勤公務員のため、班によっては1軒、1軒活動費を徴収して回っている現状もあると聞きました。非常勤特別職地方公務員の位置づけもあり、活動費等は助成していくべきでありましょう。

また、新地町地域防災計画では、教育訓練計画が問われており、ハザードマップを見たことがないという団員のお話もあったわけですが、団員の研修や訓練など取り組むべきだと思いますし、団員確保の取組のためにOB等の活用を踏まえ、大規模災害団員の導入など検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、県道赤柴中島線の早期改修についてお伺いをいたします。県道赤柴中島線は、震災後踏切

待ちの事故を減らすという観点から陸橋型式となり、新地亘理線とつながって、海に行くだけでなく、利便性の高い県道となりました。ただ、エネルギーセンターの東側の路線の亀裂や今泉地区の工事の影響により、大型車が6号線に迂回するようになり、地域の方々から毎日震度2だ。夜1時から2時頃起こされる等々の苦情が多数寄せられました。現場を見ますと、確かに路線が荒れており、大型車が夜中にスピード出してくれば、大きく揺れるのは想像に難くありません。大型車両の交通量はどのくらい増えているのか。また、早期改修の取組についてご所見をお聞かせください。

最後に、新地高校統廃合についてお伺いをいたします。新地高校統廃合問題は、平成31年2月8日に県教育委員会が統合を発表して以来、町、議会、同窓会、PTA、商工会が一丸となって存続を訴えてまいりましたが、一方的な県の姿勢は、我々の切実な存続への願いに対し聞く耳を持たず、どんどん進められてきた感があります。先日高校1年生の娘さんを持つ親の方から話があり、うちの娘が新地高に入って毎日楽しい。土日も行きたいと言っているのです。先生方が丁寧に面倒見ているのです。どうしてこんないい学校をなくすのですかと言われました。高校がなくなれば、町にとっては一大事です。三菱UFJリサーチ&コンサルティングの2019年11月22日の報告によれば、全国での基礎的な統計がある国勢調査、住民基本台帳人口を用い、人口動態から高校存続、統廃合が市町村に与える影響を分析し、その結果、1市町村1校の公立高校が存在していた市町村に限定するものの、2000年から2015年までの15年間に高校生世代の総人口に対する比率や縮小格差が確認され、住民基本台帳人口を用いた転出人口超過では、統廃合前の数年間では転出超過の傾向がほかの期間より強く見られ、高校統廃合の決定、新規募集の停止が当該市町村からの人口流出を促進させた機能性が確認できた。そして、その規模は6年間で総人口の1パーセントに当たる規模感であることも確認されたとまとめております。これは、民間コンサルティング会社の調査ですが、仮に新地高校がなくなれば、人口減少、賑わい、まちづくりなど総合計画にとって具体的にどのような影響があるとお考えでしょうか。

また、保護者の立場から考えると、現在在籍している生徒が卒業するまで丁寧な対応をしてくれるのかということです。例えば体育館、地震で壊れて使用を停止。これから梅雨に入りますが、高校生活を送る上でも早急な改修が必要でしょう。また、相馬地区には相馬高校と相馬東高校の2校だけになる。入れない子はより広域的な動きをせざるを得なくなり、入ったとして新地高校のような手厚い指導がしてもらえるのかという不安があるようでございます。また、全国的に見れば、高知県では20人以下でも残っている。岩手県は、ほぼ全ての市町村に残す。長野県は、徹底して地域の声を聞く姿勢。島根県は、取組を推進している学校にはその存続に最大限の努力を払う等々としているようでございます。高校統廃合は県の施策である以上、県知事が明確に意見を言うべきだと思います。高校をなくしてしまった市町村に対し、地域を守るために県は何を支援をしてくれるのか。存続を求める1万人以上の声をどのように受け止めているのか。直接県知事に要望していくべきと思いますが、いかがでしょうか、所見をお聞かせください。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、防災の取組についてお答えします。1点目の地域防災計画、新しい避難指示など、町民との情報共有についてなどについては、現在新地町地域防災計画の見直しを行っているところですが、国においては本年の5月20日から避難情報に関するガイドラインに基づき、新たな避難情報等についてこれまでの警戒レベル4として区分されていた避難指示と避難勧告が避難指示に一本化され、避難のタイミングが明確化されたところであります。これらの改定された内容は、町ホームページで既に周知しておりますが、来月7月号の町広報紙でも町民の皆さんへ周知したいと考えております。また、地域の自主防災組織への周知も必要と考えておりますので、定例の区長会において改正内容について説明を行い、考え方の整理と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、消防団の充実と支援のため報酬の個人支給や単価の引上げ、班活動への助成、出動手当の創設、団員の研修等については、現在新地町の消防団員は305名の定数に対して290名で活動しております。報酬については、副分団長以上の幹部団員と訓練指導員、ラッパ隊員には個人支給を行っておりますが、それ以外の団員については、これまでの慣例により各班ごとにまとめて振込支給としております。消防庁からも、団員への直接支給をする旨の通知がされているところであり、改善に向けて消防団の幹部会議において議論を進めているところであります。報酬額や出動手当については、当町の報酬額等が他の市町村と比較して極端に低いということはありませんが、以前にも議会一般質問で増額のご提案もあり、また先般国からの標準報酬額が示されましたので、まずは県内の近隣市町村の動向を確認してまいりたいと思います。

班活動への助成については、現状では消防団の活動費として地区から補助等が手当されている班、地域の警備費として団員が寄附を募っている班もあるようです。しかしながら、団員が消防団活動で個別に寄附を募ることは禁止されておりますので、この件についても、消防団の幹部会議において改善の議論を行っているところであります。

団員の研修については、毎年度消防学校での教育、研修講座を案内しており、幹部団員を中心に参加しております。新入団員については、年2回の座学と実技の基礎教育訓練を行っております。さらに、新地町消防団独自に令和2年度に消防団員としての基礎知識や災害現場での安全管理などを定めた消防団活動安全管理マニュアルを作成し、団員の研修資料として活用することとしております。

次に、団員確保の取組として、大規模災害団員の導入も含め検討しているかについては、少子高齢化の進展や就業構造の変化などで年々新規団員の確保に苦慮しているところですが、現在の本部、

分団を含めた4分団、10部、19班体制を維持しながら、消防団員の確保と活動の活性化に努めていきたいと考えております。

なお、大規模災害団員については、大規模災害時において特定の役割や人員不足になる場合に限り出動する機能別団員のひとつとして位置づけられており、消防団員や消防職員のOBなどが想定されておりますが、当町においては基本団員でいる消防団員の活動を機能充実させることが最も大切と考えておりますので、現在のところは具体的な導入について検討は行っておりません。

次に、県道赤柴中島線の早期改修についての1点目、バイパスを利用する大型車両の交通量はどのくらい増えているのかについてですが、震災後整備された主要地方道相馬亘理線の交通量調査は行われていないようでありますので、具体的にどのぐらいの交通量かは承知しておりませんが、道路交通センサスの一環として行われる一般交通量調査での県道赤柴中島線の震災前の平成22年度と平成27年度調査値で比較すると、測定場所は西になりますが、35パーセント程度の増加となっております。このようなことから、総合的には増加傾向であろうと推測されます。

次に、早期改修の取組についてですが、県道赤柴中島線の相馬亘理線から国道6号までの区画については、昨年度に一部区間の舗装、補修工事を発注したところですが、入札不調となり、実施に至らなかったとの報告を受けております。福島県では、本年度再度入札を実施し、できるだけ早く補修工事が実施できるよう準備を進めていると聞いておりますので、暫定的なものでも応急復旧を行っていただくなどの対策を講ずるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、新地高校統廃合についての1点目、新地高校がなくなると町の人口減少、賑わい、まちづくりなど総合計画にとって具体的にどのような影響があるか伺うについてですが、新地高校統廃合は、現段階ではまだ仮定であることを前提にお答えします。なお、第6次総合計画には統廃合の件は触れておりません。尚英中学校から新地高校への入学希望者数は、平成29年度のI期選抜は13名、30年度は12名、令和元年度は8名、2年度からの前期選抜では15名、今年度の前期選抜においては、7名が希望しております。また、新地高校卒業後に町内の企業等に就職した人数については、過去5年間で尚英中学校出身者は10名、尚英中学校出身者以外は21名です。このことから、平均すると毎年6名程度の方が新地高校卒業後は町内の企業等に就職していることになります。この数字から判断しても、統廃合後の本町就業希望者数が減少することは予測できませんので、総合計画での町の将来人口への影響は、僅かであると考えております。賑わいの観点から見ますと、今まで町内で見受けられた他地区から通学する高校生の姿がなくなり、寂しさを感じると思いますが、総合計画への直接的な影響は大きくはないと考えます。まちづくりにおいては、第6次総合計画・基本計画の第4章、未来につながるまちづくりの中で、開かれた学校づくりの推進として、新地高校の教職員や生徒の地域活動への参加等について記述しておりますが、統合後にはそのような活動がなくなるわけですから、賑わいと同様に寂しい思いであり、誠に残念であります。

なお、総合計画については、5年後の改訂時に見直しをしてまいります。

次に、2点目の県知事に直接要望を提出すべきでは、についてですが、新地高校存続の要望活動については、広報しんち4月5日号で、「新地高校統合について～町で県立高校改革室長に来庁の要請～」と題し、町民の皆様にもお知らせしましたが、平成31年4月に町と議会と一緒に「福島県立新地高等学校の存続に向けた要望書」を県知事及び県議会と県教育委員会に提出し、令和元年6月と令和2年7月には新地高校同窓会会長とPTA会長、そして商工会長が、「福島県立新地高等学校の存続を求める要望書」を県教育委員会に提出しております。また、令和元年6月には、「新地・相馬地区活性化推進協議会 福島県立新地高等学校の存続を求める会」が県議会に請願書を提出しており、さらに令和2年1月には存続を願う皆さんからの1万人を超える署名を県教育委員会に提出しております。県知事に直接要望書を提出すべきでは、ということではありますが、県知事へは令和2年2月と今年1月に意見交換という形で当町へ来庁された際に新地高校の存続についても直接お話を申し上げ、その際に強く要望しております。新地高校統廃合は、今年の10月にある募集停止発表で決定します。

なお、今年度の入学生が卒業するまでは、新地高校として現在の校舎で存続する計画であると考えております。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 どういう情報を共有しようと思っているのか、その辺についてお聞かせをいただければと思います。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 町民との情報共有でありますけれども、まずは今般5月20日に改正をされました避難情報に関する区分の変更であります。こちらのまとめた概要書、これ図示したものもありますので、こういうものはまずホームページにも掲載をしておりますし、来月号の広報紙でも周知をします。

あとは、消防団員も含めてになりますけれども、地域の自主防災組織、こちらにも説明を行いながら、この変更された避難情報についての区分の変更、これを周知してまいりたいと思います。

また、この避難情報の変更以外にも、昨年町でこの防災マップを作成しておりますので、こちら昨年度からの町の出前講座で各地区に出向いてこちらの内容の説明等も行っております。引き続きこういうものも続けていきながら、住民の皆さん方と情報共有を図りながら、いざというときに備えるような、そういうことに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今回防災の取組ということで質問した背景は、実は今回の地震もさることながら、最近様々震度4とか、3とか、地震が多い。どうも、先ほども前段お話ししましたが、長期評価では宮城県沖が30年で9割、必ず90パーセントで起こる。福島県50パーセント起こると。

この町民全体でまた来るぞと、こういう危機感がやっぱりあるのかなと私は思っていました。今回国でも、いろんな災害があるからとにかくすぐ避難だということになっているのですけれども、我々津波経験している世代はいいですけれども、若い世代も含めてやっぱり今出前講座とか、いろんな話ありましたけれども、先ほどホームページに載せていますと言ったけれども、ポスターをちゃんと載せているだけだよね、具体的には。説明そのままないということもありますので、懇切丁寧なやっぱり説明というのですか、広報を見れば分かるみたいなことではなくて、各区長、あるいは班長ぐらいまで落ちるような、町民に行き渡るような、やっぱりその情報の伝達の仕方というのは工夫すべきではないかと思う。それが本来の情報共有で、本来からいえば今コロナでできませんけれども、訓練とかもいろいろやっていくべきだと思いますが、この辺の情報共有の工夫の仕方についてどのようにお考えですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 今回まずは早急ということで、ホームページにはチラシです。そちら掲載いたしましたけれども、若干その説明というか中身、これどういうもので、どういう場合にはどうですと、こういうことを広報紙、あと区長会定例会今月末にありますので、自主防災組織になりますけれども、まず区長さん方にそのようなことをきちんと説明をしながら理解をしてもらって、それを地区に落としてもらう。あとは、各種防災訓練です。こういうものもここ2年間コロナ、あるいは地震等で実施できていないのですけれども、徐々にそういうものを再開しながら、あとは全体ではなくてもそれぞれの地域ごとにそういう啓発を行っていく。これは、当然消防団も含めてになりますけれども、そういうことで日頃からのその備えというか、そういうものに対応していきたいと考えております。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 特にこの辺なんか、新しい人たちもどんどん入ってきて、震災後かなり風景も変わってきておりますから、そういった意味では改めて町全体のこのハザードマップの検討とか、計画の見直しをするということもありますので、計画が見直し終わってからいろいろ教えますではなくて、やっぱりこういった危機感を常にそれぞれ町民に共有しておく。後から話しますが、町民のみならず区長、自主防災組織、消防団とかと、全てそういった情報を、総務課長が持っている情報は全て共有するぐらいの、こういったような取組をお願いしておきたいなと思います。

消防団の充実と支援についてお話をしたいと思います。個人支給という話が出ました。これそういう方向で取り組むということで、私も消防団何十年と、そういう時代でやってきたから、そういうものかなと思っておりましたが、ある団員から1か月ぐらい前でしたか、相談を受けまして、2年間ぐらい悩みながら活動してきたと。でも、ほとんど無報酬で、火事に出ても無報酬だと。それはさることながら、この準公務員といいますか、特別職の地方公務員という形であるので、やっぱりネットで調べると個人支給が非公式だみたいな流れもあるようだと。ただ、全国的にはまだまだ

こういった昔ながらの流れになっているというような話もございました。さらには、いろんな活動する上において、夫婦共働きなので、やっぱりいろんな訓練で毎晩夜遅くまでいうと、非常に苦慮したと。井上さんの時代は男が外に出て、女は家を守るみたいな時代ですが、今時代が違うというような話も承りました。そこで、団に言ったらどうかといったら、言えせんみたいな話もちよつとあったものですから、時代に合わせたこの班活動といえましょうか、団の活動ということも大事なのかなと思います。質問に先立ちまして、団長とか副団長、あるいは元の団長さんなんかにも意見交換をいたしましたけれども、やっぱり消防団の団員が入会してこない。なぜなのだろうというところに、やっぱりそういったいろんな話合い、モチベーション、そういったところが一つ出てくるのかなと思います。国の通知に基づきまして、変えるべきところはきちんと変えていくと。なおかつ、今まで1軒、1軒回って警備費等々と称して回っていたのが、ある家はご苦労さんと言うけれども、文句言われるところもある。嫌だというような話も多々聞かされました。そういった点では、先ほども団長さんと皆さんと話したならば、事務局とよく相談していい方向に持っていってくださみたいな話でしたけれども、きちんとやっぱりそういった時代に合わせた取り組み方をする。さらには、活動への助成とか、出動手当というものをやっぱりしっかり考えたらどうかなと思います。ほかの町村に比べてあれですと言ったけれども、福島はどちらかというと全体的に平均より低いようなイメージもありますので、取り立ててうんと上げろと言うつもりはありませんけれども、それなりに時代に合った取り組み方にすべきだと思いますが、この辺についていかがですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 消防団活動で、その支援と活動の充実等でありますけれども、今議員おっしゃられたとおり、なかなか社会の今の情勢にそぐわないところが多々出てきておるのかなと思います。それは国、消防庁でもそういう認識を持って、改めて様々な通知等も発出しているということかと思っております。

そんな中で、直すべきところというか、改善するべきところというのは、今具体的に消防団の幹部会議でも議題として上げて議論をしております。ただ、やっぱり各班ごと、様々な今状況が違うというの也有ります。今までの消防団の歴史の中で引き継いできたことが多々あるのかなと思いますので、こういう中にあっても、やっぱり改善するところは改善していくというようなことで今議論をしております。

また、活動への助成です。こちら、各班ごといろんな対応が異なっておりますので、町が助成するかどうかというのは、今具体的には検討しておりませんが、地区によってはその地区が補助をしているところも多々あるようですので、そういうところを整理をしながら、これは区長さん、地区長さんにも相談をする、あるいは確認をするようなことも必要かと思っておりますので、まずは今、班会議の中でこういう議論を行っているというところであります。

なお、出動手当につきましては、制度化されているのでありますけれども、これも近隣と確認を

しながら、その扱いが一律ではございません。国の内容をそのまま今の町に全部当てはめるというのもいかがかと思いますので、この辺もしっかりと調査、あるいは近隣も含めて確認をしながら、どうあるべきか対応を考えていきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 先ほどの答弁で、ぜひ今までのその変えるべきところは変える、新たにやっていくということもありますし、個人支給などは急いでやっぱりやっていくべきだろうと思います。

団員確保の問題、これ全国的に課題になっていますが、このOBの活用というのですか、半分以上が町外勤務という現状から見ると、確かに役場の職員なんかも出てきてもらいますけれども、大事なことは、やっぱりOBの方々というのは町内にいますよね。こういう人たちの活用も非常に大事なのかなと思います。同時に、今自主防災組織と全てなっていますけれども、例えば災害のときにどういう対応するかなんてというのは慣れていますから、火事でも、水害でも何でも40代、50代で辞めるOBの方もいらっしゃるよね。そういった方々の活用というものもぜひお願いをして、もちろん言ったから全員がやりますということにはならないかもしれませんが、チーム新地ではないけれども、みんなで災害に備えようと、命を守っていこうと、そういうような盛り上がりというのですか、雰囲気というのですか、そういったことをやっぱりつくっていくべきではないかと思うのです。常備、消防団、さらに地区防災組織、町、こういうのが連携をしてこの災害に対処していくと、こういった基本的なスタンスがやっぱり大事なのかなと思うのです。今の形で何かなるだろうではなくて、より充実強化するためにはどうしていくか、ここをやっぱりもう少し検討すべきではないですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 消防団員の確保というようなところで、その機能充実等というところで考えております。ただ、特に今地域も含めて、あるいは消防団のOBの皆さん方の活用という話もありました。今後実際できるかどうかというのはこれからでありますけれども、この辺の調査研究は引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 次に、バイパスですけれども、先ほど入札不調であれだけけれども、先ほど町長が言ったように、暫定復旧でもいいから、やっぱり急いでやってもらおうと。というのは、夜かなり大型車が、ある方が見ていたそうです。そうしたら、かなりの勢いで飛ばしてくると。どんどんなってくると。私のところに相談に来られたある方は、何か夜起こされて口の中に何かきたとかという話もちっとあったものですから、こういったことはぜひ急いでやっていただくように、町長なり、担当課長なり強く県に言っていただければと思います。

統廃合の問題に入ります。先ほどの答弁では、あまり影響ないよみたいなちょっとイメージの答弁でしたけれども、先ほど前段に申し上げたように、転出人口が増えると。これは三菱UFJの調査だけれども、6年間で人口の約1パーセント、新地8,000人だとすると80人いなくなるというような全国的な数字が出ているのです。新地町の人口推移見ますと、令和元年で8,143人であります。それで、これは町のホームページのやつですけれども、15歳から19歳の年齢の関係ですが、平成12年で相双626人が17年469人、22年402人、27年が380人、大体半分近くぼろっと減ってきています。これは、ほかの年代よりも15歳から17歳、いわゆる高校生というのですか、その辺の人口の変異だと思うのですが、これが加速をするという問題があると思うのです。この辺の問題が出てきますと、やっぱり先ほど就職かなり出たという話もありましたけれども、町のいろんな事業、イベント、あるいは先ほど前段も観光協会の話いろいろ出ましたけれども、高校生とともに、地域とともに地域づくりをやっていくという、今までもいろんなことをやってきましたけれども、それができなくなるということはかなり大きな問題だと思いますが、この辺の認識はどのようなのですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今人口の部分と就職というか、地域づくりの活動という話であったかと思います。まず、人口の部分につきましては、人口推計につきましては10年後7,700人の推計をしております。新地高校の統廃合でその人口推計に当たって、それは直接上、増減の加味はしておりません。というのは、町の人口推計につきましては、社団法人人口問題研究所というところで人口推計値を出しております。それが右肩下がり全国的に下がっていく状況になっておりますけれども、それに合計特殊出生率の増加、それから若者世代の転出の抑制、そういった部分をプラスして町独自で今の人口住民が7,700人、微減です。そういった推計をしておりますので、町の将来人口への影響はそう大きくないと考えているというところであります。

あと、まちづくりの部分につきましては、今議員がおっしゃったとおり、地元企業への企業立地推進室では企業見学をやって、地元の会社への就職、スムーズにいくような活動したりとか、それから当町のエネルギーの取組についての学習といった部分もやっていたこともあります。そういった部分の活動は、新地高校がもしも統廃合になれば、新地高校とはできなくなるという部分は危惧しているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 議員がおっしゃるとおり、高校での影響というのはあるかと思いますが、先ほどの15歳から19歳というのは、これは新地が今までずっと経験をしている高校卒業後にこの地を去っていくという、大学は東京にとか、そういうことの減少というのは非常に大きいと思うのです。ですから、高校生レベルの年齢層の部分をついかに地元に残っていただくかという、そういった取り組み

を町が強化をしていくしかないのではないかと考えているところでありますので、今回は総合計画を含めて影響は少し少ないのではないかと想定にさせていただいていますが、これからも今課長が言ったとおり、高校生卒業したら遠くに出ていくのではなくて、近いところに就職をしていただくような、そういった取り組みを強化するしかないと思っています。

以上。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 新地高の校長先生にお話を聞いてきました。128人今いるそうです。プラス2クラス、2クラスの6クラスですか。1年生が今年54人入ったようですけれども、尚英が3割、中村一中が3割、二中が3割、3、3、3のことらしいです。私ちょっと今回時間がなくて、相馬の校長先生に聞く時間がなかったですけれども、相馬の校長先生は困ったと言っているそうなのです。面倒見てくれる高校がないと。これからいかにこの新地高校が町にとって重要だったかということは、しゃべることにいとまがありませんけれども、かなり深刻になってくるのではないかと私は思っていました。というのは、128人でも先生が30人ぐらいいる。あるいは、送り迎え全て親が来るそうで、200人近い人たちが毎日新地に来ていると。それがゼロになるわけです。ちょっと前までは、生徒が200人ぐらいいましたから、もっと大きい300人ぐらいの影響がありましたけれども、非常にそういった意味では商工業、商業なり、あれなり影響は間違いなく出てくると思います。

そういった意味で、次に入りますけれども、やっぱりこの県の教育問題というと、必ず教育長止まりみたいなのがあって、先ほど町長個別にちょっとしゃべりましたという話がありましたが、公式な場で県知事がしゃべっていないということがあります。私は、ちょっと冷静に考えてみると、総理大臣でさえ教育問題であろうが、拉致問題であろうが、コロナ問題であろうが、答弁をしています。しかし、なぜこの県知事答弁しないのか、ここがやはり解せないという問題がございます。教育長予算権ありませんし、県知事が県政の最責任者でありますから、この1万人の署名を集めた思い、これをやっぱりきちんとぶつけていくべきだろうと思います。私は、諦めている人もいますが、やっぱり諦めたらそこで試合終了だと思うのです。やっぱり地域振興にとって新地高校がなくなったら大変なことなので、前段申し上げましたけれども、新地にどういう支援をするのか。ぜひとも存続してほしい、こういったような論拠でやっぱりもっと公式な場で県知事とやる必要があるのではないかと思います、お聞かせください。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 1つは、今まで町長、自分では言えないでしょうから、町長は町民の代表として、あるいは町の代表として誠意を持って答弁してきましたように、要望や嘆願のときはもちろんでございますが、説明会、懇談会で新地高校の今まで果たしてきた役割、これは知事にも申し上げてあります。役割とその重要性といいますか、歴史、伝統、こういったものについては、声高にきっぱりとブレることなく申し上げております。多分公然の中では、うちの町長が一番はっきりと強

く県教委に向かって話したのではないかと思います。議員の皆さんにも、説明会に出ていただいたときにはお分かりだろうと、懇談会でもお聞きしたかと思います。また、この説明会、もちろん平沢復興大臣がおいでになったときも、そのような話を申し上げております。あるいは、同窓会長、PTA会長、商工会長さんと一緒に行ったときには教育長が町長の代弁者という形で、町長の思いをしっかりと誠意を持って述べてきたつもりでございます。教育総務課長も一緒でございます。

ですから、そういった中で知事がおいでになったときは、ただ意見交換というのではなくて、しっかりと捉えていただいて、新地高校の今までの役割には理解を示していただいております。ここで言うのはという形で私に教育長さんということ saying くれたのですが、受皿的な役割というのは、失礼けれどもという形で非常に大事だねと。県教育長にはしっかりと伝えておくからというのは、町長さんの前でも県教育長には伝えますということはおっしゃられました。やはりそこまでしっかりとやっていただいて、それを信用しないでまた要望に行くという、公然ととか、公的にということもあるのですが、既にそこまでやっていただいているので、それ以上はいいのではないかなと思います。知事さんには伝わってはいると信じているわけでございます。

やはり教育長や改革監、あるいは室長が来たときに、新地高校への態度が町長さんのお話し聞いて大分変わってまいりました。理解は示すようになりました。ただし、4クラス以下は統合するのだ、そういう方向でもう県は動いているのだという姿勢は変わりません。存続と統合、どちらが言っても平行線をたどるだけだという形で今進んでおります。ですから、その対応策というのはおかしいのですが、尚英中の生徒の今後の優遇措置とか、あるいは高校からの進学、あるいは就職に関しても、こういった面では対応策として様々なことが考えられていくと思うのです。その辺には十分に力を入れていきたいと思うのです。まだ想像の域を出ませんので、その辺はご了解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 また、私がなぜここで県知事に直接要望を出すべきかということをお願いしたのは、やっぱり予算権を持っているということなのです。例えば今教育長が答弁されたように、これからの生徒とか尚英中の人を頼むとかという話ですが、分かりましたという話になるのだけれども、現実にはやっぱり統合されれば、県立高校ですから、試験で落ちる子、受かる子といるわけです。落ちればどこへ行くかと。仙台辺りに行かなくてはならぬ。費用がかかるわけです。なおかつ、今義務制はタブレットなんか国費で無料でやっていますけれども、高校生は自分持ちみたいな、そうするとそういう意味でもかなりの費用がかかってくるという問題もございます。

さらには、入ってから先ほども前段申し上げましたけれども、新地高校のように丁寧な対応してくれるかと。ある保護者のお母さんが毎日行きたい、楽しい、子どもがそう言うそうです。私もびっくりしましたけれども、ああ、そんなにすごいのだと思いましたけれども、やっぱりそういったような対応がこれからは変わってくるのだと思います。最初は、ちゃんとやりますみたいな

話があるのだけれども、そこをしっかりと詰めないで大変だし、やっぱり予算のかかることでもありますから、さらには高校がなくなれば地域づくり、地域振興、復興、ものすごい影響がありますから、県はどうしてくれるのだと、こちら辺をきちんと県知事に伝えていかなくてはならない、そういったことがやっぱり大事なのだろうと思います。その辺について再答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 議員さんのご心配もつともでございます。

ただ、私先ほど優遇と、こう言いましたけれども、高校入試は全部分析してございます。ですから、尚英中から受けた生徒と協定を結んでいる学校から受けた生徒、そういうことのないような方向できちんとしていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 零時 01分 散 会

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和３年第４回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第４号）

令和３年６月１６日（水曜日）午前１０時開議

- 第 １ 議案第５０号 相馬都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例について
- 第 ２ 議案第５１号 相馬都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地地区画整理事業保留地処分金基金条例を廃止する条例について
- 第 ３ 議案第５２号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 ４ 議案第５３号 新地町税条例の一部を改正する条例について
- 第 ５ 議案第５４号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 第 ６ 議案第５５号 新地町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 ７ 議案第５６号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 ８ 議案第５７号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 ９ 議案第５８号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 第１０ 議案第５９号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 第１１ 議案第６０号 洞山ため池改修工事請負変更契約について
- 第１２ 議案第６１号 令和３年度新地町一般会計補正予算（第３号）について
- 第１３ 議案第６２号 令和３年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
- 第１４ 議案第６３号 令和３年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について
- 第１５ 議案第 １号 新地町議会会議規則の一部を改正する規約について
- 第１６ 議案第 ２号 東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウム等を含む処理水の処分方法の決定に反対する意見書の提出について
- 第１７ 陳情審査委員長報告
- 第１８ 意見書（案）について
- 第１９ 閉会中の継続審査の申し出
- 第２０ 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（１２名）

１番	藤田	修	議員	２番	寺島	博	文	議員
３番	齋藤	充	明	議員	４番	水戸	洋	議員
５番	八巻	秀	行	議員	６番	吉田	博	議員
７番	寺島	浩	文	議員	８番	目黒	静	議員
９番	菊地	正	文	議員	１０番	井上	和	議員
１１番	三宅	信	幸	議員	１２番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	菅野	正浩
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	岡田	健一
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	目黒	佳子

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武	志
書記	菅野	智	佳
書記	岡田	義	仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎議案第50号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第1、議案第50号 相馬都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。
これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。
これから議案第50号についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号 相馬都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第51号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第2、議案第51号 相馬都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地地区画整理事業保留地処分基金条例を廃止する条例についてを議題とします。
これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第51号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 相馬都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業保留地処分基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第５２号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第３、議案第52号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第52号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第５３号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第４、議案第53号 新地町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第53号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 新地町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第54号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第54号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第55号 新地町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第55号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 新地町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第56号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第56号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第57号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第57号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第58号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第58号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 新地町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第59号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第59号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第60号 洞山ため池改修工事請負変更契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第60号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 洞山ため池改修工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第12、議案第61号 令和3年度新地町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、全員協議会でも説明がありましたけれども、改めて本会議ですので、質問させていただきます。

まず、今度の補正で、今回の福島沖地震の関係で3号まで25億2,000万円、このうち国から11億7,000万円、起債が4億3,000万円、一般財源9億2,000万円、このうち3億7,000万円が特交ですから、5億5,000万円が一般財源ということのようでございます。それで、3月議会でもいろいろ今後の進捗状況ということでそれぞれの担当課から答弁がございました。建設課では、4月に入って

調査を進めて迅速にやっていくと。都市計では、同じように4月の申請にめどをつけていきたいと。下水道についても管渠状況を確認していますと。農林課、ため池中心だけれども、コンサルタントに委託も始まっていて、いろいろやるけれども、最終的に堤体の中まで調査する関係では秋頃になるかなというような話もありました。副町長から年度内を目標にというお話もありましたけれども、現状の進捗の状況、さらには目処といいたいでしょうか、査定状況もあらうと思いますが、その辺の見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、財政の絡みです。財調から1億3,600万円繰り入れております。これも、コロナウイルスをはじめいろいろ災害続くようですから、どのぐらい財調残っているのか、この辺の現状の見通し、財政の見通しもお聞かせいただければと思います。

あわせて、借金がかなり起債も随分借りているようだから、増えてきているのか。そんなに心配するほどではないよということなのか、この辺の状況も併せてご説明ください。

そして、今回新型コロナウイルス交付金が5,000万円入っています。今までどのぐらい、前の説明では1億何千万円という話がありましたが、2億円近く入っているのか。それが今後とも続いてくるのかどうなのか。その辺の内示があるのかどうなのかも含めてお聞かせいただきたい。

さらに、歳出で、この交付金で持続化給付金と対策給付金ということでやっておりますけれども、この持続化給付金というのは、この改正交付金を活用していわゆる3割事業者が大変だというところを全て網羅してやっていこうということなのか。県なんかでは、8時までお酒をあれしているところはしますよみたいなこともやっているようですけれども、こういった一般的な新地町の商工会事業者全体に関わる流れでやるということで受け止めてよろしいのかどうなのかということが1つ。

もう一つは、この給付金、失業者対策という話もありました。これ前にもコロナ失業対策でやっていますという話もありましたけれども、これ結構あるのかなと思いますので、この辺の広報といいますか、PRといいますか、大体现状がどんな状況なのかも含めて調査をされているのかなと思いますので、お聞かせください。

昨日も観光協会の話出ました。強化をしてほしいということですが、駅前には観光協会できました。確かに広報に載りましたけれども、昨日ちょっと聞いたのは、観光協会できたからいつ挨拶に来るのかなと思ったら、いつまでたっても来ないから、こっちで挨拶に行きました。旅館組合だったか、何か行ったそうです。いろいろ今後の取組もさることながら、事務所に1人か2人置いて挨拶回りとか、状況を調べていくとか、外に出るとか、外に出ていく、やっぱりこういう戦略的な取組が大事なのかなと思うのです。いろいろ観光資源、いろんなこと今震災で大分、海もこれからのんでしょうけれども、こういったことも含めて全て現状がどうなっているのかとか、どんなあれがあるのかということも含めて、町民にアピールすることも含めて、やっぱりどんどん外に出ていくと。そのためにも、早めに専任の事務局長を選んでほしいということもありますけれども、そ

の辺の取り組み方をちょっとお聞かせください。

あといろいろ細かいことありますけれども、取りあえずその辺で。

○遠藤 満議長 質問順番どおりに答弁していきますか。

岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 それでは、ただいま井上議員からありました質問に関してですけれども、まず復興工事の状況につきましては、私全協の中で年度内を目途に行うということであります。

その事業内容につきましては、各担当部門から説明させます。

また、財調の残高、借入金の残高に関しましては、総務課長をもって説明させていきたいと思えます。

あと、新型コロナ関係に関します持続化給付金関係と、または失業対策の現状調査といった件でありますけれども、こちらに関しましては企画課長より、あと観光協会の分でありますけれども、今お示しありましたとおり、協会というか、案内所ができて、やはり商工会関係との横の連絡が必要だと感じております。そうした部分で、一刻も早く顔合わせするのが本来だったのかなと思いますので、今からでもですけれども、そういった部分の中で対処してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、先ほど言いましたとおり、復興工事の関係、財調の関係、借入金、コロナの関係といった部分に関しては、各担当課をもって説明させます。

以上です。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 まず、建設課の災害の復旧の状況について申し上げます。

2.13のその後の地震において、狭かったクラックが少し大きくなったりというところもあります。6月4日現在で申し上げますが、道路につきましては、被害箇所が192箇所、それから防集団地の調整池等々、集会所も含めまして6箇所ございます。道路の部分につきましては、6月4日現在52箇所程度で復旧が終了しております。約4分の1の復旧が進んでいる状況でございます。

この192箇所のうちに、公共災害復旧事業として採択しているものがありまして、道路部門については、もう既に災害査定は終わってございまして、これが7,200万円ほどの公共土木災害復旧工事ということで査定を受けておりますが、まだ指令が来ていなくて、まだ工事に着手はしておりません。したがって、先ほど申し上げました50箇所程度の部分については、単独費の部分で工事を進めているという状況でございます。副町長が申し上げましたように、年度内を目標に工事を完成させてまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 私からは、公共下水道事業等及び住宅の災害復旧関係についてお答えしま

す。

まず、公共下水道事業につきましては、先週国の災害査定を受けております。ただ、金額が高額であるということで、今は仮決定の状態でありまして、今後文書での許可を待つというような形になっておりますので、もうしばらく時間を要するような状況になってございます。

住宅災害につきましては、8月2日に査定が決まっております、設計図書関係を今精査をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 農林水産課の関係でございます。農業用施設災害復旧ということで、小災害につきましては、町長から当初一番最初の議会の挨拶でもありましたように、小災害はもう復旧は完了しております。

今回補正予算に上げております農業用施設災害復旧工事費のため池9箇所につきましては、5月31日、1日で災害査定を受けておりまして、終了しまして、今現在は発注に向けて工事の準備を進めているという状況です。工事につきましては、営農に支障がないように年度内に完了するという事で進めておりますので、年度内の完了をしていきたいということであります。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 私から、町民課関係で保育所、それから災害廃棄物処理事業関係についてご報告いたしたいと思います。

保育所につきましては、新地保育所のお遊戯室、それから平成15年に増築しました保育室、そちらが災害を受けましたけれども、保育室の分につきましては、4月に子どもたちを受け入れなければいけないこともあり、それは指令前着工で完了しているところであります。残すところ、お遊戯室につきましては、災害査定の日程等がまだつかないような状況であります、今後保育の行事を行うに当たって支障を来します、県と調整を取りまして、指令前着工で進めてまいりたいと考えております。

駒ヶ嶺保育所につきましては、主に外構等でありますので、査定を待った中で取り組んでいきたいと考えております。

災害廃棄物処理事業関係につきましては、災害査定の日程が8月下旬ということが定まりまして、それに向けて今書類の整理、それから並行しまして、公費解体、それから償還払いである自費解体の整理等をして、早く町民の皆様が生活の再建ができるような形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 目黒佳子教育総務課長。

○目黒佳子教育総務課長 それでは、私から学校施設関係、あと社会教育施設関係、あと公園施設関係について被害状況と復興状況等についてご報告申し上げます。

まず、福田小学校でございますけれども、福田小学校の体育館につきましては、体育館のブレスの破損の工事は終了しておりますので、体育館は使用できるようになっておりますが、体育館の外壁、内装の改修、及び校舎につきましては、今から発注ということになっておりまして、工期につきましては、来年の1月までを目途に設定しております。

あと、新地小学校でございますけれども、新地小学校も校舎につきましては、1月までの工期ということで改修に努めてまいります。ただし、新地小の体育館ですけれども、現在も被害状況が大きいということで調査中でございます。しかしながら、3月の卒業式までには間に合うように、2月末に工事完了ということを目指して進めてまいりたいと思います。

また、駒ヶ嶺小学校ですけれども、駒小は体育館は使用できている状態でございますので、校舎につきましては同じように来年1月末を目途に進めてまいります。

尚英中につきましては、尚英中の校舎の一部は工事が終了している部分もございますけれども、大きな部分での校舎とあと体育館につきましては、同じように来年1月を目途に進めてまいります。

学校関係の査定時期でございますけれども、新地小学校の体育館は、10月になる予定でございます。ほかににつきましては、8月に査定の予定でございます。

続きまして、総合公園関係でございますけれども、総合公園の中の体育館につきましては、こちらはまだ調査をしている部分がございますけれども、総合体育館、あと野球場、あと公園内道路、テニスコートとございますが、こちらが年度内に工事完了ということを目指して進めてまいります。

あと、改善センターですけれども、現在コロナワクチンの接種会場となっておりますように、中は使用できる状況でございますけれども、外周部分はかなり破損している部分もございますので、そちらにつきましては、年度内に工事完了を目指して進めてまいります。こちらの査定時期につきましては、9月から10月ということを目途に予定されております。

あと、駒ヶ嶺公民館、勤労青少年ホーム、柔剣道場につきましては、被害規模としてはほかの施設よりも小さい、大きくはないということで、10月工事完了ということで進めてまいります。

ただし、新地町民プールにつきましては、実は今日も調査をしているという状況で、排水管の漏水の部分の調査がなかなか進まないといえますが、再調査が必要な部分がございますので、現在も調査をしているというところでございます。

あと、南側の擁壁部分の崩れが大分ございますので、今後そちらの工法等も含め検討しながら、早期に復旧できるように努めてまいります。

あと、図書館につきましては、10月完了を目指して、少しでも早く本館開館できるように今現在工事を進めているところでございます。こちらの査定につきましては、改善センターと一緒に9月から10月というような予定となっております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 まず、すみません、1点ちょっと漏れておりまして、農業集落排水事業、こちらの災害復旧がございまして、こちらの3施設も被害を受けているわけですが、こちらでも今設計中ではありますが、災害査定は9月となっております、日程まではまだ定まっております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 まず、財政調整基金の今現在の残高でありますけれども、まだ2年度決算が確定しておりませんので、おおよその数字ということでご理解をいただきたいと思いますけれども、2年度の決算の予想から現在までの1次、2次、3次の今回の補正まで含めて、それでそこに繰入れ等を行った場合、大体28億円強ぐらいが予算上は残るといえるのか、残額としてあるというようなことで今考えております。

次、起債の状況でありますけれども、これも2年度末からあとは当初1次、2次、3次と補正を組んだ今現在の残高で、あと借入れの予定も含めてでありますけれども、大体一般会計の分で64億8,000万円ほどに、年度末の借入れまで含めるとそのくらいを予定しております。

あと、ほかの特別会計です。公共下水道、集落排水事業、あとは南工業団地、こちらも3会計合わせて大体23億円ぐらいが今年度末、借入れも含めて、予定しているのも含めてそのくらいになるのではないかとということで予定しております。

以上です。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

まず、1点目の新型コロナウイルス関係でありますけれども、これまでの地方創生臨時交付金で、まず第1次配分としましては、配分額3,965万4,000円ということで配分を受けております。

第2次配分として1億555万1,000円ということで、1次、2次で配分を受けておりまして、その部分で今までは新型コロナウイルス緊急対応支援事業者給付金、それから店舗の賃料等の補助事業、それから新型コロナウイルス緊急金融対応補助事業などです。そのほか必需物品のマスクなどの供給とか、あと配食事業とか、そういった事業を実施しております。

今回の補正につきましては、第3次分ということで約5,000万円の額になっておりまして、先ほどのご質問でいただいた今回上げている部分については、新型コロナウイルス感染症対策持続化給付金です。まず、こちらの部分が今想定しているのが町内の事業、どの事業ということは問わずに全部の事業を広く対象にして、ただその対象になるのがコロナの影響で売上げが落ち込んだ事業所です。年間の売上げで今3割落ち込んだ事業所ということで想定しておりますけれども、そういった

事業者への持続化給付金ということで予算計上をしております。想定では1件当たり10万円ということで考えております。

あと、失業者の新型コロナウイルス対策給付金ですけれども、こちらは失業された方の生活支援の事業ということで、町内でもある企業によっては希望退職を募って退職されている方もおります。そういった事業を、要綱、要領を今検討しているところでありますけれども、詳細を詰めて早く実施していきたいと思っております。

あとは、観光協会のご質問についてですけれども、積極的に外に出てスタッフの紹介というか、事業のPRとかということだと思います。5月31日に開設しました。これから積極的に外に出て、事業の紹介等関係団体回ってPRしていきたいと思っております。

それから、昨日の一般質問ありましたけれども、事務局長は今のところ企画振興課の私がやっておりますが、将来的に独立して観光協会で企画立案して事業運営できるような体制に持っていけるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 答弁漏れはないですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 ないね。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それぞれご答弁ありがとうございました。

昨日一般質問する際に新地高に行って、新地高の校舎がかなり壊れていると。これは、校長先生の仕事だよと。県にどんどん言って、すぐ直してくださいよみたいな話をし帰るときに、新地高の入口、あれ町道になっているのだ。かなりめためたになっていて、あの流れもめためたになっていると。全協の中でも、なかなか査定が進まないという話があったわけですが、今担当課長いろいろご答弁ありましたけれども、長くなればなるほどクラックが大きくなるという話もあります。いわゆる先ほどどこかの課長が指令前着工という話もありましたけれども、指令前着工とか、暫定復旧とか、例えば新地高の話もありますが、田中橋行って、大戸に行って、十字路のところドンと鳴るのだ。あれなんかアスファルトちょっと盛ってやればしばらくもつのかなと私はちょっと思った。前常磐道の丘上ったところのあそこのあれもドンと鳴っていて、暫定に復旧したのですけれども、時間がかかるのであれば、暫定復旧もポイント、ポイント、大事なところなんかを見てやると、そういったこともやっぱり大事なかなと思います。この辺についてお聞かせください。

下水道いろいろご説明いただきました。それで、管の中のカメラの調査というのは、ほとんど終わっているのか。もう査定待ちということでよろしいのですか。カメラも高価なもので、なかなか大変だなんていう話もちょっとお聞きはしておりますけれども、その状況を聞かせてください。

あと、3月答弁で、農林課長がダムの中の調査は稲刈り終わった秋頃になるのではないかみたい

なことがいろいろあるのだけれども、先ほどの答弁では大分、大体終わったみたいな話もあるのだが、ダムの中とか、鴻ノ巣辺りかな、ひどかったのは。あの辺はどうなっているのか。本当のところ、地震の状況も含めて、どうなっているのかも含めてご説明いただければと思います。

教育関係、保育所関係いろいろありましたけれども、やっぱり子どもに関わる部分は、先ほどもちょっと話がありましたが、いわゆる指令前着工というのですか、それで尚英中の体育館も、新地小も見せていただきましたけれども、やっぱりいろんな式なんかは交流センターでやると、もう毎日のあれありますよね、いろんな運動なり、活動なり。今コロナですから、雨降ったら体育館でやらざるを得ないです。そういったことで、やっぱりその辺は急ぐということの取り組み方です。やっぱり査定も急ぐ。あとは、県とか国に指令前で、これは子どもの問題だから先にやりたいと。通学路も含めて、そういったことで子ども最優先でこれはやっていくような基本的スタンスで取り組んでほしいと思うのだけれども、この辺お聞かせいただければと思います。

観光協会、いろんな話出ましたけれども、前段にも申し上げましたけれど、やっぱり外に出ると。観光協会ができたのだと。もう外に出てどんどんPRをしていくと。PRするというのは、町民が知りませんから、やっぱり町民に対して各事業者、観光に関わるホテル関係に限らず、商売やっている人たちも含めてパンフレットなんかも出しているわけですから、いろいろ今の事業者の状況どうなのかということを商工会と連携をして各事業者歩いてPRをしていくと。そこからだんだん相馬、原町、仙台、そういうふうになかなか東京は行けませんけれども、あとはネットでやっていくとか、そういったいろんな戦略を持ってぜひやってほしいと思います。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 それでは、ただいまの10番議員のご質問にお答えいたします。

暫定復旧の考え方でございまして、質問にもありましたように、高速道路の西側のくぼみについては、早い段階で交通量も多い2車線の道路ということで、暫定的な工事をさせていただいております。10番議員おっしゃるとおりだと思っております。職員も含めまして、レミファルトを用いそういった緊急対応をしております。今後も、そういった部分に注力し、様子を見ながら暫定的な措置を取っていきたいと考えております。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問でございますが、下水管渠の内部のカメラ調査を終えております。どういった状況であるのかと申し上げますと、大方の被害は管渠の内部の勾配関係が健全ではなくて、汚水が滞留しているような状況があちこちに見られているということでございまして、そういった部分の復旧を今後行っていくというところでございます。一部には、管渠内部の亀裂等々もある部分もありまして、その辺の復旧もしていくというような状況になっているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ため池の水です。下げることができたのかというところの質問にお答えいたします。

災害査定の時点では、取水時期でもあったために、全てのため池の水について、被災している全ての状況を確認するところまではできなかったために、査定時点で工事に入るときに水を下げて調査をして計画変更ということで、実施してくださいということで確認しておりますので、まず工事に入りまして、今取水の時期終わってきますので、そのときに営農に支障がないようなところで水を下げまして、確認した上で計画変更して工事を行っていくということで確認しております。

以上です。

○遠藤 満議長 目黒佳子教育総務課長。

○目黒佳子教育総務課長 学校関係の施設の復旧でございますけれども、現在尚英中学校と新地小学校の体育館が使えないということで、体育の授業につきましてはそれぞれ工夫をいただいて、あまり雨も降らないということもありまして、校庭等を利用しながら行っているところでございますけれども、我々も一日も早く復旧して、子どもたちに健全な体育の授業を行えるような状況に戻していきたいと考えております。

指令前着手ができないかというご質問かと思っておりますけれども、全ての施設、指令前着手は可能でございます。届出は出しておりますので、2号補正で予算がついている分については、既に工事完了している部分もございますので、今回の補正で上げさせていただいた部分につきましても、予算が通り次第早急に工事発注を進めて、一日も早い復旧を目指してまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 観光協会のPRの件でありますけれども、議員のおっしゃるとおり、多くの町民方、町外の方も含め認識していただけるようにPR活動頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 とにかくそれぞれの分野でできるだけ早く通常の町民生活が送れるような取組でご努力いただければと思います。特にこの学校、やっぱり教育長も、町長も意を用いていただければと思います。

あと、ちょっと答弁漏れありましたけれども、コロナウイルスの交付金が今後も入ってくるのかと。これは、国の補正予算と絡めていないと入ってこないのかどうなのか、こういう情報がどうなっているのかも含めて。というのは、今まで我々の認識としては、一般会計の借金50億円という認識でおったわけで、先ほど64億円だか、かなり増えたなという感じで思っています。国の都合で臨時財政対策債、交付税出さないで対策債出しますみたいなことで、新地町もこれいいでしょうなん

ということですからやってきたのですけれども、やっぱり不交付団体になれば、非常に財政きちんと目通しをしておきませんと、いろんな突発事故出てくるときに単独財源でやらざるを得ない部分も出てくるので、この辺の管理といいましょうか、しっかりしておかなくてはならぬと思いますが、その辺の部分お聞かせをいただいて終わります。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、先ほどお話ししたとおり、今のところ第3次まででありまして、今のところそれ以降の部分で追加内示というか、新たな財源を国からというのは把握しておりません。ないと思います。

ただ、そういった話が出れば、いち早く把握して事業ができるようにしておきたいと思っています。

以上です。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 先ほど起債の残高申し上げましたが、すみません、今年度末でという話をしましたが、この中には今年度償還分はちょっと入っていませんでしたので、大体これが5億円弱ぐらいあります。償還分がです。それと、一般会計ベースで申し上げますと、年度末は60億円程度が残高として残るのではないかなというようにことをご理解をいただきたいと思います。

なお、今後の見通しの中で、健全財政を目指して運営をしていくわけでありましてけれども、その都度その事業の精査というか、こういうのをきちんと行いながら、常にその健全財政を努めて行っていくというのが基本だと思っていますので、これも全庁的にそういう認識の下に進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 関連しますけれども、公園の施設災害復興関係でございますが、総合体育館や球場、テニスコートで1億1,800万円ほど予算計上されておりますが、総合体育館、10年前の東日本大震災と比べましても、それに勝るとも劣らないほどの被害状況のようであります。まず、北側の道路が大分下がっておりますし、体育館につきましては、天井も落ちている。ガラス戸は壊れている。さらに、ドアが閉まらないと。椅子も壊れている。椅子の下にある暖房器具も壊れているというような、あとはテニスコートについても、やっぱり全面貼り替えしないと使いものにならないなと思って見てきました。

結果的に、広報にも出ていましたが、3月いっぱいまで直して、4月からオープンしたいというような話でございますが、非常にこの災害、また令和のあの台風、令和元年の台風豪雨、ああいうこ

とがまた再び今年起こった場合、本当に避難所としてあれが機能していくのかどうか、まず無理だろうと思うのです。一応8月いっぱいにはコロナは全町民がやれると想定しても、やはりあそこ逃げる人たちは駒ヶ嶺地区の人が多いのだろうと思いますけれども、そういうことを考えますと、あの場所以外でやっぱり避難所というのは確保しておかなくてはいけないのだろうと、こう思いますが、聞いた話でも、本当にほかの学校でも体育館も全て被災しているような状態で、その辺も含めてもまた台風とか、豪雨とか来た場合の避難体制をどう考えているのか。どの場所を避難していくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○遠藤 満議長 休議します。

午前10時47分 休 憩

午前10時48分 再 開

○遠藤 満議長 では、再開します。

泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 今回の補正予算の中身の災害復旧費でありますけれども、今回の地震で被災を受けた施設の復旧ということで、順次査定受けたところから復旧をする、その見通しができたところの予算ということであります。

今おただしのその総合体育館でありますけれども、こちらも被災を受けたので、復旧すると、直すということでありまして、今後災害時にはどうするのかということでもありますけれども、大雨、台風、これからのシーズンになります。その都度どうのような避難が一番いいのかというのを常に考えながら、指定避難所にはなっておりますけれども、当然アリーナは使えないということになると思います。その場合、代替としてどこが一番適当なのか、適切なのか、その都度考えていきたいと考えておりますし、ただ会議室は使えるというようなこともちょっと確認をしながら、その都度この災害に当たって適切な避難所を開設していきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 私は、当然そこまで考えているのだろうなと本当は思っていました。ハザードマップも作って、なおかつ被害もずっと出ているわけだから、その時点でもう考えざるを得ないのかなと思っていました。今使えろとすれば、トレーニング室と今言った会議室の2つだけです。トイレも、やっぱりそこそこ壊れているというような状況もありますので、あと子どもとか何かも入ってきますので、そしてその子どもたちが上に上がっていったり、2階に上っていったりすると、やっぱり危ない箇所もいっぱいあります。そして、ガラスも壊れている。それも、直っていなければ風も来るといような状況もありますので、やっぱり避難所として違う場所を確保してもらいたいと、これは要望です。そして、終わりたいと思います。

○遠藤 満議長 そのほか質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第61号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和3年度新地町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第13、議案第62号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第62号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第14、議案第63号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第63号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 令和３年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

◎議発第１号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第15、議発第１号 新地町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者に説明を求めます。

吉田博議会運営委員会委員長。

〔吉田 博議会運営委員会委員長登壇〕

○吉田 博議会運営委員会委員長

議発第１号（案）

新地町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第２項の規定により提出いたします。

令和３年６月16日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会運営委員会委員長 吉 田 博

改正理由についての説明をいたします。

令和３年２月９日に標準町村議会会議規則の一部が改正され、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整理するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前、産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名、押印に改めるものであります。

以上であります。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから議発第1号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第1号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第1号 新地町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

◎議発第2号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第16、議発第2号 東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウム等を含む処理水の処分方法の決定に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、吉田博議員。

〔6番 吉田 博議員登壇〕

○6番吉田 博議員

議発第2号（案）

東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウム等を含む処理水の処分方法
の決定に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年6月16日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者	新地町議会議員	吉 田 博
賛成者	〃	八 巻 秀 行
〃	〃	三 宅 信 幸
〃	〃	寺 島 浩 文
〃	〃	水 戸 洋 一

提案理由を説明いたします。

トリチウム等を含む処理水の処分については、広く関係者から意見を聞き、国の責任による適切な対応が必要であることから、関係者の理解を得られていないトリチウム等を含む処理水の海洋放出の決定については、反対する意見書を提出するものである。

以上であります。

○遠藤 満議長 提出者の報告が終わりました。

これから議発第2号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第2号についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第2号 東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウム等を含む処理水の処分方法の決定に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎陳情審査委員長報告

○遠藤 満議長 日程第17、陳情審査委員長報告を議題とします。

令和3年陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情について、審査結果の報告を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長 ご報告申し上げます。

令和3年6月16日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水 戸 洋 一

陳情審査報告書

本委員会は、令和3年6月11日に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

記、受理番号、令和3年陳情第3号。件名、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情。審査の結果、採択であります。意見、意見書として関係機関に送付すべきである。

以上です。

○遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから令和3年陳情第3号についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和3年陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第18、意見書（案）についてを議題とします。

意見書（案）第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、提出者に説明を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長 ご提案申し上げます。

意見書（案）第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和3年6月16日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者	新地町議会議員	水 戸 洋 一
賛成者	新地町議会議員	吉 田 博
〃	〃	菊 地 正 文
〃	〃	齋 藤 充 明
〃	〃	寺 島 博 文

意見の内容ですが、

意見書（案）第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、また、より複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、職場は疲弊しています。さらには、新型コロナウイルス感染症対策や、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応については、地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

以降に関しては、ご一読いただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年6月16日。提出先、内閣総理大臣、同じく総務大臣、同じく財務大臣、同じく厚生労働大臣、同じく内閣府特命担当大臣、同じく経済財政政策担当。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第3号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○遠藤 満議長 日程第19、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

産業厚生常任委員会委員長から、令和3年陳情第4号 小川田中地区内の農地については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。産業厚生常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和3年陳情第4号 小川田中地区内の農地については、産業厚生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第20、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和3年第4回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には何かとお忙しい中、新型コロナウイルス感染症対策をしながら今定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。慎重にご審議の上、上程いたしました24件の議案の御議決をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

今後暑い日が続く、何かとご多忙の日々が続くかと思いますが、新型コロナウイルス感染症に注意しながらご健康にご留意され、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げまして、定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。6月11日から本日までの6日間にわたり、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

皆様には健康に充分留意され、今後ますますご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

以上で令和3年第4回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時08分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 藤 田 修

署 名 議 員 寺 島 博 文

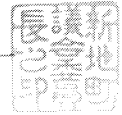
参 考 資 料



令和3年6月8日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水 戸 洋



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

- 5月26日 ○しんちゃん号の運営について
- 国土利用計画について

2 調査経過

町長、副町長、総務課長、企画振興課長兼企業立地推進室長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

3 調査結果

○しんちゃん号の運営について

平成16年から路線バスに代わる交通システムとして、商業振興や町民の交通手段の確保として商工会が運営を担ってきたが、経年による運行弊害や利用者の減少、財政負担の増加、また、町公共交通全体の問題として、駅前にタクシーがないこと、夜間や町外からの来訪者が利用できないなど多くの課題がある。その結果当初の趣旨や目的が果たせていないのが現状である。

見直し策定については、従来のデマンド交通を廃止し新規参入事業者を含めた民間タクシー業者での運行を検討している。具体的には、町からタクシー業者に補助金を出し割安な料金で町民に利用していただく。また、民間参入によって夜間や土日の運行も可能となるとの説

明があった。

しんちゃん号の見直しについては、町民にとって利用しやすいのが一番であり、利用したいときに利用できる方法、町民の要望に寄り添った運行方式を要望する。また、新地高校生の足の確保や、宮城病院などへ運行エリア拡大、利用料金の設定などまだまだ検討する課題がある。今後とも幅広く意見を取り入れながら見直しを図り事業推進を図られたい。

○国土利用計画について

土地利用の現況は、遊休農地や空き家、空き地の増加、担い手不足による耕作放棄地の増加など問題が山積している。また農地転用も厳しく制限されており土地の有効活用に弊害になっていると思われる。

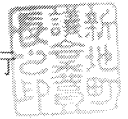
土地利用を有効かつ計画的に推進するためには、第6時総合計画を基本とし、福田、新地、駒ヶ嶺の3地区それぞれの計画にとらわれることなく進められたい。また、今後予想される様々な災害に対応した町づくりを図られたい。自然環境に配慮しながら長期的かつ柔軟に計画を図り、未来に引き継ぐ土地利用計画を推進されたい。



令和3年5月31日

新地町議会議長 遠藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 八巻 秀行



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1. 調査月日及び調査事項

- 4月23日 ○保育施設の現状と課題について
- 5月20日 ○農業振興策と林業の現状と課題について

2. 調査経過

町長、副町長、町民課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

3. 調査結果

○保育所運営の状況について

3保育所の合計定員は330名で、0歳から5歳児まで293名が入所しており、これを支える保育士は、正職員22人、会計年度任用職員15人、所長は3保育所とも再任用職員であり合計40名で構成している。又、調理員は、正職員3名、会計年度職員7名の合計10名で当っている。

こうした人事管理について、バランスの取れた職員構成を図るため、必要な人的確保が必要であり、いつまでもこの状況が続けることがないように早い是正が必要である。

更に、待機児童はないが、福田保育所には定員90名に入所児童は48名となっており、保育所間の調整や町民の要求に応える保育行政を少しでも前進させるため、なお一層の努力を期待する。

又、令和3年2月13日の福島県沖を震源とする震度6強の地震被害について、新地保育所では、壁面の剥離、サッシの歪み、外構のクラック、水道管の破損、ガス管の歪み等があり、概算で990万円の被害額となっている。駒ヶ嶺保育所では、外構や居室入口等のクラックが見られ165万円の被害額となっており、いずれも早い復旧工事を進めるべきである。

更に、福田保育所では、天井の落下、サッシの歪み、ガラス破損等があったが改築を進めていることから6月には解体することとなっており、復旧工事はない。

福田保育所の改築については、工期は令和4年3月であるが満了式は3月に新保育所でやりたいとしている。このため、仮設保育所建築が遅れているので、いづれからでも早く工事を進めるよう一層の努力をされたい。

○農業振興策と林業の現状と課題について

農業振興の課題としては、やはり後継者不足が一番の課題となる。水稻を作付する農家数（経営体）は、平成28年度の301から令和2年度では245まで減ってきている。5ha以上の経営体は21と変化はないが、そのほとんどが65歳以上の高齢者となっており、そういった方々のリタイアが増えるのに伴い、耕作放棄地の増加が懸念される。

町では新規就農者を支援するための「農業次世代人材投資事業」により令和元年度より、50歳未満の4名の新規就農者があったが、その後は新規就農者が出ていない。農業次世代人材投資事業の更なる周知や、JAや各関係団体と結成した「新規就農支援連絡会」の、新規就農希望者への相談窓口の充実を図りたい。また既存の農家に対して水田フル活用を推進する、町単独事業の「水田利活用自給力向上推進事業」の周知を図りたい。

林業については、現在「ふくしま森林再生事業」を実施している南狼沢地区と、真弓原畑地区の現地視察を行った。ふくしま森林再生事業は、相馬地方森林組合によって平成26年度から整備が行われており、令和7年度までの事業である。この事業により間伐、更新伐、除伐、下刈り、路網整備等が行われ、森林の水源涵養機能や土砂災害防止機能、放射性物質の影響低減拡散防止等の効果が見込まれる。

課題としては、森林の所有者の同意が得られない、所有者が不明などの理由から手が付けられない森林もある。今後、令和7年度までに100haを整備して行く計画であることから、所有者にこの事業のメリットを理解していただきながら、優先的に事業を進める地区を決めて頂きたい。

議発第2号

東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウム等を含む処理水の処分方法の
決定に反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年6月16日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会議員 吉 田 博

賛成者 新地町議会議員 八 巻 秀 行

〃 新地町議会議員 三 宅 信 幸

〃 新地町議会議員 寺 島 浩 文

〃 新地町議会議員 水 戸 洋 一

提案理由

トリチウム等を含む処理水の処分については、広く関係者から意見を聞き、国の責任による適切な対応が必要であることから、関係者の理解を得られていないトリチウム等を含む処理水の海洋放出の決定については、反対する意見書を提出するものである。

東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウム等を含む処理水の処分方法の決定に
反対する意見書（案）

政府は、本年４月１３日、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されている放射性物質トリチウム等を含む処理水（以下「ＡＬＰＳ処理水」という）の処分方法について、基準を満たした形で海洋に放出する方針を正式決定した。

これまで、多くの関係者、特に漁業従事者は、本格的な操業再開や風評被害払拭に懸命な努力を続けてきた状況の中で、ＡＬＰＳ処理水を海洋放出することは、漁業従事者に大きな打撃を与えるだけでなく、これまで福島県産の農畜水産物などの安全性の確保や、風評被害の克服に取り組んできた関係者の努力と将来への展望を根底から覆すことになる。

このＡＬＰＳ処理水の処分方法については、関係者のみならず国民の理解なくして進めることはできず、慎重な対応方針の検討と相互の理解を得ることを約束しているにもかかわらず、理解を得られないまま処分方針が決定されたことは極めて遺憾である。

よって、国民や関係者の理解を得られていない今回のＡＬＰＳ処理水の海洋放出方針決定に強く反対する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年６月１６日

《提出先》

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

あて

復興大臣

原子力規制委員会委員長

福島県相馬郡新地町議会議長 遠 藤 満

意見書（案）第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和3年6月16日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 水戸 洋 一

賛成者 新地町議会議員 吉 田 博

〃 新地町議会議員 菊 地 正 文

〃 新地町議会議員 齋 藤 充 明

〃 新地町議会議員 寺 島 博 文

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、また、より複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実には公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、職場は疲弊しています。さらには、新型コロナウイルス感染症対策や、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応については、地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図られたい。
2. 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置を図られたい。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じられたい。
4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応されたい。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図られたい。
6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財源需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮されたい。

7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を生じることがないように対応されたい。
8. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直されたい。
9. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
また、コロナ禍に於いて固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかられたい。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じられたい。
11. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組まれたい。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年6月16日

《提出先》

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

あて

福島県相馬郡新地町議会議長 遠 藤 満